

平成29年度 当該年度事務事業評価一覧(評価シートから抜粋)

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたのか)	目標達成状況	H29年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	30年度以降の方向
1	職員等人員管理事務	総務課	必要最小限の職員で最大限の行政サービスを提供できるよう、職員の退職に関する事、採用試験に関する事、非常勤職員等の給与・採用に関する事務を行い、適正な職員定数の管理を行う。	町民に対する行政サービスの確保を図るため優秀な人材確保と適正な人員による業務執行体制を維持し経費の抑制を図る。	目標程度	正職員数は目標値を下回った職員数で管理できた。宇都宮大学で実施の就職説明会において募集を実施(H30採用に向けてのもの)	特になし	正職員、嘱託職員の採用試験を実施	このまま継続	採用試験の周知、PRを十分にを行い、追加での実施を避ける。	社会情勢の変化があれば採用試験実施日の前倒し、通年採用等が考えられる。
2	総務係事務	総務課	給与などの予算見積もり及び支払いの実施、職員を対象に健康診断の実施。益子町研修協議会への補助	給与などの予算化及び支払いを公正に行い職員が職務に専念できるようにする。また、職員一人ひとりが心身に健康を保つことによって住民へのサービス向上に繋がる。	目標程度	例月業務として、給与、賞与、旅費等の支給を実施。健診については職員を対象に2回実施した。再検査不要の職員数は目標以下であった。また、判定C以上の職員については産業医による健康相談を受けるよう指導した。	職員の給与などについては、透明性、公平性確保のため、誤解のないわかりやすい公表が求められている。健診の実施時期について、夏休み期間と生涯学習課職員が受診しづらいため、今後も2回のうち1回は夏休み期間を外してほしいとの要望あり。	健診の結果を踏まえ、再検査が必要な職員について、再検査を行ったかどうかは把握していない。職員の健康維持のため再検査の実施状況を確認することが必要である。	このまま継続	健診の内容については継続して実施するが、成果指標として受診率の向上を目標とし、職員の健康維持に努めていく。	健診の受診率向上のため職員への積極的な周知を継続して行う。
3	職員研修に関する事務	総務課	職場外研修を通して職員の勤務能率向上を図る目的で、町主催の研修の実施や、芳賀地区広域行政事務組合、栃木県市町村振興協会、市町村中央研修所及び全国市町村国際文化研修所主催研修へ職員を推薦する。	公務能率の向上および自己啓発の補完という意味でも被推薦者である職員が自発的にそして進取性を持って研修に臨むようになり、職員の能力向上を図り、住民への適切なサービス提供を行う。	目標程度	定例的な広域・市町村振興協会主催研修のほか、町単独研修として民間企業経験者による人材育成研修(発想力・提案力向上研修)を行った。また、全職員を対象に入事評価制度に関する研修を実施し、より実効性の高い評価制度の運用に向け、職員の人事評価制度への理解を深めた。	職員から、クレーム対応のスキルアップ研修、メンタルヘルス研修、地方創生に係る具体的な事例に係る研修を実施して欲しいなどの要望があった。	新未来計画策定や土祭など一時的な業務の多忙により出席率が低下した平成27年度に比べ、出席率が上がった。引き続き推薦者各自の効率的な事務運営により、できる限り欠席しないよう働き掛ける必要がある。また、職員から要望の多いクレーム対応のスキルアップについては、一度きりの研修では十分でなく、継続的にトレーニングすることが必要であるため、その機会の充実を図る必要がある。	このまま継続	平成28年度から義務付けられた人事評価及びその給与・賞与への反映に向け、より公正・公平な評価が行えるよう評価者及び被評価者に向けた研修を実施すると共に、評価結果を人材育成・自己啓発につなげていく職員のスキルアップを図る。	多様化する行政課題などに臨機応変に対応できるための政策立案能力向上研修の実施について、検討をしなければならない。
4	行政改革推進事務	総務課	市町の行政改革の状況等資料の収集や庁内組織である行政事務合理化委員会や外部委員による行政改革推進委員会を開催する。	事務事業の見直し、民間委託の推進等行政の見直しを実施することにより、行政経費の削減を進め、町民サービスの充実向上を図る。	目標程度	第5次行政改革大綱の2年目にあたり、進捗状況について行政改革推進委員会において報告し、今後の取り組みについて審議。	特になし。	所期の目的を果たした事務事業など、業務の取捨選択が課題となる。	改善して継続	職員提案制度単独で、職員提案制度の周知と提案件数の増加を図る。	職員提案制度の周知を行い、職員の意識付けを図る。
5	庁舎管理事務	総務課	施設の維持管理業務に関する契約の締結及び庁舎の補修・修繕等を行う。	庁舎を常に良好な状態に保ち、町民が快適に庁舎を利用できるようにする。	目標程度	庁舎が昭和52年築であり間もなく40年を経過するため、設備や建具、駐車場路面など多くに不具合が発生しており、一時的な補修で対応するもの難しい部分も出て来ている。平成29年度においては、外来駐車場南半面舗装修繕、電話交換機の蓄電池交換などを行った。	現在使用不能には至っていないが、駐車場の路面や庁舎空調など、来庁者に迷惑をかけている部分もある。	計画的な補修、設備交換など計画的なメンテナンスを行うに至っていない	このまま継続	定期的に庁舎内を巡回し、修繕箇所の早期発見、修繕に努める。また、耐震改修のための実施設計及び駐車場の舗装修繕を引き続き実施	平成29年度に実施した耐震診断の結果に基づき耐震改修を実施。庁舎駐車場の未修繕部分について工事施工庁舎空調の改修について施工方法を検討し準備を進める
6	叙勲・表彰に関する事務	総務課	叙勲該当者を国に推薦する。各課からの推薦により、永年地方自治に貢献された町民を表彰すること(表彰状・記念品の贈呈)。	町民の地方自治(行政)への参加意欲の向上を図る。	目標程度	叙勲なし、自治功労等14、町民栄誉特別表彰1	特になし。	特になし。	このまま継続	叙勲、褒章に関する栄典事務については特に精通するようにする。	継続して実施する。
7	選挙管理・啓発・執行事務	総務課	町民(選挙人)の参政権の行使について、公平公正な立場で執行する。選挙啓発では常時としてHPの利用や年1回「芳賀の白ばら」を発行、選挙時としてHPIに加え「広報ましこ」お知らせ版に選挙時啓発の記事を掲載する。	広報媒体や各種選挙を通じて、町民(選挙人)の選挙に対する投票率・関心度を向上させ、公平公正な明るい選挙の実現を図る。	目標未達成	定例の選挙管理委員会の業務、選挙啓発ポスター募集・展示及び芳賀の白ばらの共同発行を行った。投票率については、目標値には届かなかったものの、衆議院選挙において前回を上回った(2.62ポイント)。	投票事務の合理化のため、投票可能時間を短縮できないか。一方で、投票機会を減らすべきではないとの意見もある。	投票率の向上は、選挙人である町民の投票行動次第であり、学校教育における政治教育が十分に行われていない現状から、今後も若年層の投票率が飛躍的に伸びることは考えにくいところであるが、18歳選挙権の成立をきっかけに、若年層への積極的な働きかけを行わなければならない。	改善して継続	入場券の個人別配付について引き続き実施し、選挙人の便宜を図る。若年層への啓発活動を積極的に行う。事務の合理化を図り、選挙経費の削減に努める。投票機会の確保に向け、先進事例を研究し、実現の可否について検討する。	選挙経費の縮減と投票率の向上をバランスよく実現できる手段について、先進事例を研究し、実現の可否について検討する。
8	自治会振興事業	総務課	広報等行政文書の配布を依頼し、報酬を支給する(年1回)。自治活動推進事業補助金(運営補助金)、地域整備推進事業補助金を交付する。年3回自治会長会議を開催する。	地域リーダー(自治会長)の育成や自治会加入率の向上、自治会組織の活性化を図り、地域と行政の連絡を円滑に行えるようにするとともに、地域におけるまちづくりを推進する。	目標程度	自治会加入率の低下	自治会への加入促進につながるような取り組みの実施	自治会加入のメリット(加入しないことのデメリット)を未加入世帯に示すことが困難	改善して継続	自治会加入率を上げるため、周知等を行う。	自治会の意義等を周知して自治会加入率の低下を防ぐ。

9	広報広聴事業	総務課	「広報ましこ」を月1回発行し自治会長を通じて配布するほか、「お知らせ版」は月2回発行し、新聞折込で配布。また、ホームページにより各課のお知らせやイベント情報などの更新を行う。 町民からの意見箱等での要望等に対する回答を担当課へ依頼する。栃木県主催の「県民フォーラム」「県政懇談会」「県民バス」等の開催に協力する。 (広報ましこ・お知らせ版などの発行等事業、広聴事業、ホームページ運営事業を統合)	町民がまちづくりに参加できるよう、町政や町民生活に関わる情報を町民に広報する。 住民の町政への参加意識を高めるために、町政に対する意見・要望を収集するとともに、質問に対する回答を担当課に依頼し、町政に対する理解を深めてもらう。	目標程度	広報ましこ・広報ましこお知らせ版の発行。町ホームページへの記事転載。広報ましこ発行部数6,650部、広報ましこお知らせ版発行部数6,300部。紙面を、インフォメーションのページをつくり、お知らせと記事を分けることで、見やすい紙面に改善することができた。また、ホームページに、町政に関する情報や観光案内などを掲載した。更新は、各課で行っている。 町内4カ所を設置してある意見箱。全世帯に年1回配布する意見用紙及び県主催の町民向け各種広聴事業などにより、広く町民の意見・要望を把握した。	特になし	広報などを多くの人に読んでもらうための工夫に努めたが、さらなる追求が必要。また、広報に有料広告やホームページのバナー広告の募集記事を掲載したが申し込みはほとんどなかった。広報等で募集回数を増やしていきたい。	改善して継続	さらに読みやすい紙面づくりに努めるとともに、有料広告やバナー広告の収入増を図れるように工夫する。また、校正を十分に行うようにする。意見用紙を配布する際には「質問に対する回答がほしい」のか、「意見を伝えたいだけ」なのか、意見を確認できる欄を設ける必要があるかどうか検討する。	係内ミーティングや各課広報委員との編集会議で、紙面及びホームページづくりを研究していく。また、広く町民の意見・要望を把握し、まちづくりに繋げていきたい。
10	地域活動広報事業	総務課	職員及び委託業者による撮影を行い、ホームページなどにより発信し、町民はもとより町外の方にも益子の良さを伝える。	地域の祭りや風習などを記録・保存するとともに、町内外に発信し益子の魅力を伝え伝えていく。	目標程度	新たに認定された世間遺産などを記録・発信していきたい。また、委託業者ではなく、職員による動画の撮影・編集が可能か検討する。	特になし	一部動画として撮影できず、静止画のスライドショーとなった動画がある。	このまま継続	新たに認定された世間遺産などを記録・発信していきたい。また、委託業者ではなく、職員による動画の撮影・編集が可能か検討する。	引き続き撮影を行い、益子の魅力を町内外へ発信し伝えていきたい。
11	文書事務	総務課	益子町文書取扱規程及び益子町公印規程に基づき、文書及び公印を管理する。各課で起草した条例や規則等の制定や改正に当たり審査を行う。議会の議決を経る議案の整理及び議案書の作成を行う。毎日送付される文書を課別に分けて配布する。また、発送する郵便物をとりまとめ、仕分けて郵便局へ持ち込む。町民に配布する平易な文書や内部の会議資料等の印刷を行う。町民等から情報公開等の請求があったときは、条例等に基づき情報の提供を行う。市町村の境界及び字界の変更等のときには、立ち会いをし、適切な土地利用の誘導を行う。 (文書・公印管理事務、条例・規則等の審査事業、提出議案等の整理事業、文書の收受及び発送業務、印刷業務、情報公開に関する事務、市町村の境界及び字界の変更事務を統合)	取り扱うすべての文書及び各種公印を適切に管理する。条例等の審査・整理をし、ホームページなどで検索できるようにする。議案を作成し議会に上程することで議会が円滑に行われるようにする。送付された文書を遅滞なく各課に配布し、各課から発送する文書をとりまとめて発送する。各課から印刷依頼されたものを正確かつ迅速に仕上げ、コスト削減にも繋げる。情報公開をおこない、町と町民との情報の共有を図り、開かれた行政の実現を目指す。市町村の境界及び字界の適切な土地の管理を行う。	目標程度	文書番号は、総務課に備えてある文書件名簿により付し、秘書広報係長が確認する。公印を使用するときは、秘書広報係長が審査をする。例規の審査については、担当課で精査した後、秘書広報係で審査する二重チェックを行っている。町議会定例会及び臨時会の議案を整理し、議案書を作成。毎日届く多くの文書を担当課へ配布する。発送文書は、市内特別郵便利用等のため、総務課でまとめて発送している。各課からの依頼により印刷・製本等を行っている。町民等から情報公開請求があったときには、関係課に繋げ、公開の可否を15日以内に通知してもらい、情報公開可能なものは公開する。	文書件名簿を総務課に備えておく現在の方法では、効率が良くないのではないかと。	各課において文書番号を取得することができない。条例は法律に違反しない限り町民の権利を制限したり義務を課したりできるものであるから、内容や表現について慎重に審査する。また、例規執務サポートシステム「スーパー例規ベース」の使用 방법이職員に十分に浸透していない。正確な文書の收受及び発送をするため、各課の職務の内容を正確に把握する必要がある。情報公開請求が長年使用しているため時々不具合がある。情報公開請求があっても、保存年限等の関係で情報開示できないものもある。	改善して継続	文書件名簿を総務課に備えておく現在の方法がいかにどうか検討するとともに、各課において文書番号を取得できるシステムの導入を検討する。「スーパー例規ベース」を各課の職員が使いこなせるように研修等を実施していく。各課及び議会事務局と連絡調整を密にし、議会が円滑に開会できるようにする。文書の收受、発送が効率よく行えるように、引き続き改善していく。印刷の知識・技術を習得することにより、仕上りの良い印刷を行えるようにする。情報開示請求があったときには、担当課に急ぎ連絡し適切に対応できるようにする。	引き続き効率的で正確な文書事務ができるように工夫・研究する。
12	秘書・交流事業	総務課	町長の日程を調整、管理し、それを庁内LANに掲示し、職員への情報共有化を図る。町長の日程に基づき、町長車を運行する。友好都市への訪問及び訪問受け入れをする。新年を迎える会等の準備及び開催をする。(秘書用務・交際に関する事務、国際交流事業、儀式的開催事業を統合)	町長の公務がスムーズに行えるようにする。国際友好都市 イギリスのセントアイヴス町、アメリカのダブリン市との交流を深める。町の式典等を円滑に執り行う。	目標程度	町長日程の管理、町長交際の管理、町長車の運転業務を実施。国際交流については、友好都市アメリカのダブリン市から高校生の受け入れをした。益子芳星高校を中心に町内、日光市において活動、交流した。また、例年どおり、新年を迎える会を開催した。	ダブリン市の高校生を受け入れたホストファミリーは、今後交流を深めていきたいとの意向。	秘書業務については、課・係内の連携の体制を見直す。国際交流については、ホームステイでの受け入れをしたが、益子芳星高校生宅では1件しか確保ができず再募集をして6件全て見つけることができた。	改善して継続	秘書業務については、組織内部のほか、外部機関とも協力体制を確立する。国際交流については、今後受け入れをするときは、ホームステイ以外の受け入れも検討する。	秘書業務については、前年度の実績を参考に継続していく。国際交流については、セントアイヴス、ダブリンともに交流を深める事業を計画する。町の式典等については、毎年反省点を改善し、より円滑にしていこう。
13	消防団活動	総務課	消防団の適正な定員管理・任免・報酬を支払うとともに、団員の被服装備品の管理を行う。各種会議・研修会を開催するとともに、常備消防、国、県、支部消防協会との連絡調整を図る。	消防団の組織機能を維持することにより、有事の際に住民の生命・財産を守る。	目標程度	消防団定数219名の定員を確保できた。	自治会等と協力し、各地域の消防団員を確保する必要がある。	職業の多様化、厳しい経済状況等により消防団への参加ができない人が多くなってきている。	このまま継続	継続的に災害・点検等に必要ない消防団員の確保に向けて、年間を通して消防団への参加を呼び掛ける。	地域の安全を確保するため、有事の際に対応できるよう、時代に対応した消防団の組織を構築していく。

14	消防防災施設整備事業	総務課	消防力の整備指針に基づき、消防ポンプ自動車、消防団拠点施設、消防水利施設の適正な配備を行うとともに必要な維持管理を行う。	有事の際に町民の生命財産を守るように必要な施設を整備する。	目標程度	予定していた消防団拠点施設(東田井)1棟の整備した。防火水槽については、益子・山本に1基ずつ設置した。消防ポンプ車は、3台(1-3.3-2.3-3)配備した。	防火水槽の漏水への対応が求められている。	道路交通法の改正により普通免許が3.5t未満までになったことから、運転免許への対応が課題となる。	このまま継続	消防ポンプ自動車、防火水槽の計画的な更新・設置のため、財源を確保するために県と連絡を密にする。また、漏水している防火水槽の補修等を検討する。	消防水利の更なる充実を図るとともに、消防ポンプ自動車を更新していく。(H31 1-5.2-5.3-4) 運転免許への対応は、各市町と情報交換を行い対応を検討する。
15	防災活動	総務課	地域防災計画、国民保護計画、業務継続計画の作成・管理、防災メール、自主防災組織への補助、防災訓練費用等	災害に係る予防、応急、復旧対策に関し、町・防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱をまとめ、災害対策を計画的に推進することにより、町民の生命・身体・財産を守る。	目標程度	国の国民保護指針の変更等により益子町国民保護計画を改正した。新たに2つの自主防災組織が設置され、資機材購入補助を行った。小貝川の浸水想定区域の改正があり、ハザードマップの改正を行った。	避難生活が長期化した場合、避難者のプライバシー保護や資機材の輸送経路の再確認。	新たに浸水想定区域になった地区住民に防災意識を浸透させるかが課題である。	改善して継続	新たに浸水想定区域になった住民を対象に、避難訓練の実施等を検討する。	多様化する災害に備えるために、随時計画の見直しを行っていく。
16	交通安全推進事業	総務課	春秋の交通安全運動時の街頭広報活動、交通安全指導員による幼児・児童に対する交通安全教室の開催等を行う。	交通安全に対する住民の意識向上を図ることにより、交通事故を抑制し、交通死亡事故の減少を目指す。	目標程度	交通安全啓発の統一行動を春・秋2回実施した。	特になし	交通事故件数は、減少していたが再び増加してしまい、事故件数0達成は困難である。	このまま継続	交通安全運動時の統一行動日や交通安全教室を中心に啓発活動を実施していく。	交通安全意識の向上は、長期的・持続的な活動が必要であることから継続的に実施していく。
17	防犯活動事業	総務課	町が自治会からの要望により、防犯灯の設置工事を行う。その後の管理については自治会が行う。	防犯灯を設置することにより、安全に通行できる環境を整える。	目標程度	要望があった箇所についてすべて設置できた。	犯罪等を抑止するために防犯灯を設置していくことは、住民の安全安心のために必要である。	通学路等への設置箇所について、学校と連携を深める必要がある。	このまま継続	必要箇所について、各自治会、学校、警察等と相談しながら決定していく。省電力のために防犯灯のLED化を進める。	LED化を進めながら、防犯灯の設置を継続して実施していく。
18	まちづくりの推進事業	企画課	栃木県わがまち協働推進事業交付金事務については、事業担当課と内部調整し県に申請を行う。	まちづくりのための制度を活用するなどして、町を活性化させる。	目標程度	栃木県わがまち未来創造事業(広域連携:1事業、住民協働:8事業)を申請し、担当課で実施した。	特になし	本事業は現在、ほぼ県わがまち未来創造事業のみとなっているが、本事業は企画係の重要事業なので事業の再構築、引き続き積極的な情報提供が必要。	改善して継続	県の新規創成事業の積極的な活用のほか、マシコトを活用したイベントへの積極的な参加を行う。また、本事業が「まちづくり」において重要な事業となるためにも、地域活性化センター補助事業等に採用されるような事業計画を図ってきたい。	新まちこ未来計画の内容を考慮し、各課で行っている「地域振興」「まちづくり」「コミュニティ」等各種事務・事業について、ワンストップ化を図るなどの横断的な再編を見据えた各課との協議を行い、効率化を図りたい。
19	土地利用関連事業	企画課	土地利用対策委員会、幹事を事務局として執り行い、会を開催し協議者に土地利用についての回答を行う。また、国土法に基づく土地関連の調査事務を行う。	協議者から申請された土地の適正利用を検討し、個別法令への手続きを円滑に行う。	目標程度	土地利用事前協議件数は、9件であったが5,000㎡を超える委員会案件が4件あり、何れも土地搬入を伴う土地利用であった。	29年度に事前協議を行った委員会案件に関して、情報公開請求が2件あった。	実施結果に記載した、建設残土を利用した土砂搬入埋立をする案件は、県環境部門から指導が必要となり調整のためすぐに事業開始が出来ない場合がある。	このまま継続	現状どおり適切な指導を行っていくとともに、現地確認の際に改めて法律・制度の周知徹底を行っていく。太陽光発電施設においては買取価格の低下から、今後は大規模な会社しか参入できないという話もあるが大規模、小規模な会社問わず資質変更が大きい場合は周辺への影響も大きいと予測されるため、関係機関と調整し細かい指導が必要と考える。	形質変更の大きい案件には、より細やかな対応に努める。
20	情報管理事業	企画課	情報収集、管理及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の業者委託、設置管理を行う。	情報化を推進することにより、役場内部の情報伝達の迅速かつ安定運営を図る。	目標程度	セキュリティ強化のための対策を業者と打合せを行い、セキュリティ強化・二要素認証及び外部デバイス制御等の設計や物品の手配、運用方法を行った。	特になし	セキュリティ強化については平成29年6月から稼働を行ったが、今後も、各課へのヒアリング・設計を進めていく必要がある。強化により職員の業務に多大な不便を強いているため、それを運用していくに解消するかが問題となっている。	改善して継続	セキュリティ強化関係が主になるとの思われ、①セキュリティ担保に職員の事務的負担のバランスを考慮しながら進めていく必要がある。運用支援等を効率的に活用しながら、少しでも職員の負担軽減ができるよう協議していく必要がある。	現時点では、事業費ともに縮小の傾向に向くと思われる。
21	行政評価事務事業	企画課	新まちこ未来計画(以下「新未来計画」)実施計画計上の事業及びその他の事業等について事務事業評価によるPDCAサイクルを実施し、計画の効果的な進捗を図る。	町民への説明責任及び行政事務の効率化を図り、住民サービスの向上を図る	目標程度	各事業における労働力の把握、重点事業の評価会の実施。行政評価システムについては、新まちこ未来計画(以下「新未来計画」)のPDCAサイクルの実施に伴い、実施計画の作成>当初予算の入力>評価まで行い、行政評価の効率化とともに職員の負担軽減を図ることを目的としている。	早期のホームページ結果公表掲載要望有り。	新未来計画の実行及び行政評価との連携と、既存の事務事業の見直しが必要。また入力作業による、職員の労力の負担がある。	改善して継続	事業チェックにより、事業の適切な進捗を図る。新未来計画事業と既存事務事業の整理を行う。3~5月:内部評価、10月:次年度実施計画、11月:当初予算入力	29年度のスケジュール・実施内容を基本とし、問題あれば改善を図っていく。

22	統計調査事業	企画課	各種統計調査実施に係る事前準備、調査員の推薦、調査員への説明・指導等を行う。	町政運営や民間企業など、幅広い国民生活の基礎資料となる各種統計データを収集・整理し、実態を明らかにする。	目標程度	調査実施にあたり「調査の重要性、調査協力へのお願い」を広報、防災無線等で周知し、調査対象者(事業所)への理解を得られるよう努めた。	統計調査結果を町のホームページに掲載しており、町内外からの問い合わせがあり利用されている。 職員の施策研究資料としても活用されている。	調査員の確保が困難な状態。新たな調査員の確保も必要だが、職員の協力も不可欠。	このまま継続	オンライン調査が主流になり、市町や調査員の事務軽減につながるから、回答率の向上に努める。 統計調査が確実に実施できるように継続して新規の登録調査員を確保できるよ、引き続きHP等で募集を行う。 事務効率化が図れるので職員の協力を呼びかける。また、町内の実情や地理を把握するきっかけとして、若手職員の積極的な参加を依頼する。	継続して調査員の確保に努め、適正に実施する
23	地域公共交通事業	企画課	地域公共交通会議の運営、デマンドタクシーの運行、県央地域公共交通利活用促進協議会への参加等	公共交通空白地域及び交通弱者の移動手段を確保する	目標程度	利用登録者数 目標達成。地域公共交通網形成計画策定。住民への更なる周知活動と、利用者を増やすための調査・分析の実施。	町民から 町外への運行、及び12時便の要望があった。	デマンドタクシーの真岡日赤等の他市乗り入れや、乗り継ぎが課題。	改善して継続	既存の公共交通機関やまちづくりとの連携強化。 高齢人口増加に伴う、デマンドタクシーへの誘導に努める(免許返納者への優待チケット配布)。 道の駅まじこ(小さな拠点として)との交通インフラの検討を関係課と進める。	デマンド交通の町外乗り入れの検討
24	真岡鐵道運営支援事業	企画課	真岡鐵道に負担金や補助金を支出する。株主総会等・各種会合への出席により運営支援を行う。	真岡鐵道株式会社が地域の公共交通機関として、安定して経営できるように財政支援することにより住民・観光客等が利用出来るようにする。	目標程度	鐵道関係会議出席数は、定期的な会議のため目標どおりとなった。天候不順による緊急対応対応を図っていくなどの、サービス水準の向上がなされた。	特になし	少子化や車社会の発展により、鐵道利用者が減少する中、鐵道に対しての補助金・負担金は今後増加する傾向にある。 真岡鐵道・関係機関と鐵道利用者をつどう確保するか連携し、検討していく。	このまま継続	少子化や車社会の発展により、鐵道利用者が減少する中、鐵道に対しての補助金・負担金は今後増加する傾向にある。 真岡鐵道・関係機関と鐵道利用者をつどう確保するか連携し、検討していく。	鐵道利用者が減少する中、鐵道に対しての補助金・負担金の増加に対応していくが、長期的には代替交通輸送も視野に入れた広域市町との議論が必要と考える。
25	財政事務事業	企画課	財政計画の策定、予算書、決算書等の作成。財政指標の分析や適切な予算執行のチェック。地方交付税に関する庁内の調整。ふるさと納税の推進。	新たな財源の確保や町の財政状況の把握、将来見直しを立てることにより、安定した財政運営を行い、町民サービスの向上を図る。	目標未達成	平成28年度の財政運営については、財政調整基金からの繰り入れや臨時財政対策債の発行などを行っているものの、財政計画に則した運営となっており順調である。 ふるさと納税については、返礼品目は増えているものも3,000万円の寄附にとどまっている。	議会からふるさと納税について質問があった。	健全な財政運営のため新たな財源の確保が必要となっている。新たな自主財源のひとつとして、ふるさと納税推進事業を推進している。しかし、制度自体全国的な広がりをみせ寄付者の選択肢が増えているため、寄付を増やすためには魅力ある返礼品の充実、欲しがる返礼品の開発が求められている。	改善して継続	財政計画(計画期間:平成28年度から平成37年度)に基づき財政運営を行う。 ふるさと納税推進事業における返礼品目の追加。(道の駅での新商品開発)	財政運営の基本方針に基づいた財政運営を行い、新たな財源の確保を図っていく。
26	起債事務事業	企画課	地方債の借入や既発行債の元金償還を行う。	各年度における建設事業等の財源を確保することにより、町民サービス経費の確保を図る。	目標程度	起債残高等が計画額の範囲内であり、順調であった。	特になし	毎年度予算編成において、臨時財政対策債の借入に頼らざるを得ないのが現状である。	改善して継続	ふるさと納税等の新たな一般財の確保に努め、財政計画(平成28年度から平成37年度)の目標額を遵守する。	後年度負担を常に意識した借入期間、据置期間、償還方法により適正な起債管理を進める。
27	公有財産の取得、管理、処分に関する事業	企画課	公有地の取得に至るまでの用地交渉・登記事務を行う。公有地として利用している民地の土地所有者に対し賃借料を支払う。公有財産の管理業務(一部シルバー人材センター等に委託)を行う。法定外公共物、遊休町有地の売却及び買付を行う。	公有財産の有効活用を図る。また、町民との協働により、公有財産を管理する。	目標以上	町有地(宅地)の売却が2件、消防ポンプ自動車3件の売却があった。	公共施設等管理計画を策定後、各施設毎に長寿命化を図っていくため、より具体的な方針を定め適正に公共施設のマネジメントを実施する必要がある。	特になし	改善して継続	各施設所管課ごとに中長期的な修繕計画を立て、全体的な公共施設の削減に向けた取組を行っている。公共施設の管理について、全庁的に進めるための組織づくりを進める。町有地の売却を引き続き行う。	財政負担の軽減に向けて、町有地の有効活用や公共施設の適正な管理を引き続き検討していく。
28	公有財産の登記及び確認、台帳整備に関する事業	企画課	公有地として取得した財産の登記を行う。必要に応じて隣接地と境界を確認し、公有財産な適正な把握を行う。財産台帳の記録整備を行う。	公有財産を正確に把握し、登記し、安全に保管するため	目標程度	財産台帳の加除訂正については、登記簿謄本・公園との照合や現地調査を行い適正に行っている。 公会計と連動する固定資産台帳システムを利用し、取得価格・耐用年数・減価償却費等を網羅したデータの管理を適正に行った	特になし	平成28年度から固定資産台帳システムが稼働となったが、日々仕訳を採用しているため、支払いの都度担当課から資産情報の登録の仕方に関して問い合わせが多く、コンサル会社による簿記の研修を実施した。今後はこれらの情報を共有し円滑に事務が行われるよう指導が必要となる。また資産の登録から始まり、決算を経て作成される財務諸表を理解することにより財政コストに対する意識を高めることが今後の課題である。	改善して継続	平成28年度から固定資産台帳システムが稼働となり初めての決算による統一的な基準の財務書類の作成を行うが、検証を確実にし効率的な財政運営に役立てよう分析を適正に行う。	固定資産台帳のシステムを適正に管理するとともに、データを有効活用し今後の公共施設のマネジメントを強化し財政の効率化を図る。

29	町有物件及び公の施設の災害共済に関する事業	企画課	町有物件・公の施設について、新規加入・解約・変更の手続きなどを行うほか、事故や災害が起きたときに早急に対応し共済金の請求事務を行う。	町有物件・公の施設について、加入・解約の手続きを適正に行い、事故や災害があったとき町が適正に補償を受けられるよう事務を行う。	目標程度	建物共済では雷により破損した給食センター電動シャッター、破損を確認した益子駅舎ガラス、台風により破損した益子中学校屋上防水シートの計3件について請求した。自動車共済では、車両6件を請求した。	特になし	特になし	このまま継続	事故や災害が起きたときは、速やかに事務処理を行う。	継続して実施する。
30	入札、契約及び資格審査に関する事務事業	企画課	入札参加資格申請の登録から選考委員会の開催・公告・入札通知の発送等、入札に至るまでの事務と落札後の契約事務	適正・公平な入札を行い、効果的な契約がスムーズに締結できるようにする	目標程度	契約の際の前払い金について、一律40%、支払限度額を廃止し、中間前金払いを導入した。	特になし	特になし	改善して継続	公共工事の円滑な施工確保のため、国や県の対策を参考に実情に合った範囲で規則を改正していく	近隣市町と連絡を密にとり、入札契約事務の効率化を図る。
31	新未来計画推進事業	企画課	新ましろ未来計画進行管理及び外部検証委員会の開催	新未来計画の進行管理を適切に行い、総合的、計画的な行政運営を進め、成果指標・重要業績評価指標(KPI)の達成により、まちの将来像である「幸せな共同体・ましろ」の実現を図る。	目標程度	外部検証委員会(5分野、各2回(上下半期))のほか、内部検証として毎月の進捗管理、四半期・半期ごとの内部検証を行った。また、事業の実施状況により、一部KPIの見直しを行った。	外部検証委員会 5月の委員会では、1年目の総括となり、各取組に対する指摘事項等はあったものの、今後の展開に期待している旨の発言が多かった。 11月の委員会では、上半期の取組を受け、成果指標・KPIの目標値達成を期する発言が多かった。	次年度は5年計画の3年目で折り返しとなることから、成果指標・KPIの達成のため、適宜担当課の進捗状況について確認・支援の必要がある。 外部評価を含めたPDCAサイクルにより新未来計画・実施計画を毎年度見直ししていくこととなるが、評価実施方法等についても、外部検証委員・庁内の意見を聴取しながら改善を図る必要がある。	このまま継続	4～6月に成果指標・KPIを捕捉するための町民アンケート、前年度事業の各課内部評価及び外部評価を行い、その内容については当年度事業へ反映できるのは反映を行う。また、10～11月に当年度の上半期事業の各課内部評価及び外部評価を行う。併せて、国の地方創生支援制度の効果的な活用を継続し、成果指標・KPIの達成を図る。	PDCAサイクルにより、同様のスケジュールにより進行管理を行う。 31年度には、次期計画の策定に向けて取り組む。
32	移住定住推進事業	企画課	移住・定住の推進に向け、住まいづくり奨励金の交付、情報発信、体験ツアー、空き家の活用等を行う。	本町での暮らしを望む方の移住・定住の希望を叶え、人口の社会動態を±0とする。	目標未達成	道の駅に定住促進担当職員が2名配置され、休日での相談体制が整えられた。 移住定住計画の策定(H30.3)のほか、空き家バンクの登録・成約(H29.6以降)、プログシステムの構築(H29.8)、お試し住宅の運営開始(H30.1)、空き家2次調査をベースとした空き家管理システムの構築(H30.2)、移住ガイドブックの作成(H30.1)、移住体験ツアー(H30.2・3)、首都圏での移住相談会(5回)等を行った。	新未来計画外部検証委員会等から、社会動態の目標値の実績値とのかい離について指摘等があった。 議会からは、実際に転出した方の理由を分析する必要性について指摘があった。	空き家バンクを利用して空き家を買いたい・借りたいという相談が多いことから、登録に向けた積極的な取組が必要である。 新築するための場所(土地)に対するニーズに対応する必要がある。	改善して継続	町民とともに検討した「移住定住計画」に基づき、事業の展開を図る。具体的には、空き家所有者への継続的な働きかけ・支援策の充実のほか、空き地の取扱いを検討することにより、空き家(空き地)バンクへの登録へつなげていく。また、お試し住宅・ワンストップサイト・冊子・体験ツアー等の情報発信・体験事業の充実を図り、成果へと結びつける。	移住定住計画に基づき、空き家の2次調査を活用した周知徹底による空き家バンクの充実のほか、移住体験ツアー等移住情報の発信を引き続き行い、重要業績評価指標(KPI)の達成に努めていく。
33	地域おこし協力隊事業	企画課	担当課及び隊員との相談・打ち合わせ、隊員の定住・定着に関するサポート、起業制度の実施。	地域おこし協力隊員間を、相互の融和により、隊員活動の活性化と分担事務の達成を図り、本町での起業等を含めた定住・定着につなげる。	目標程度	地域おこし協力隊を2名採用(観光工商課)したことから、現職隊員との交流を兼ねた打ち合わせを行うほか、県地域振興課主催の県内地域おこし協力隊員を対象としたセミナー等に参加。H28年度に改正した起業支援制度については、今年度退任した隊員については活用の意思がなかった。	議会から、隊員の募集条件や定住支援についての指摘があった。	移住者でもある隊員は生活面での不安も多いため、定住・定着を図るためには隊員一人ひとりに合った支援の継続が必要である。 複数の担当課が採用及びその後の支援を実施しているため、支援内容に差が生じやすいことから、隊員に対するサポート等について共通理解を図る必要がある。	このまま継続	地域おこし協力隊の定住・定着支援のための個別相談等の活動を今後も一人ひとりの活動内容や年数、起業の希望等の状況に合わせて実施していく。新規採用がある場合は、生活面の支援も実施できるよう担当課と連携を取りながら支援を行う。	採用や起業する隊員の有無等、状況に合わせた支援で隊員の定住・定着の支援を継続する。
34	まちづくり町民活動支援事業	企画課	地域創生活動支援として、地域創生活動費補助及び地域創生活動コンテストを実施。	まちづくり・地域づくりを行う町内任意団体、NPO、自治会等を、人と人とのつながりを強化し、まちづくりについて自ら考え、自ら行動できるようにする。	目標程度	地域創生活動費補助金制度を創設し、1団体へ補助。地域創生活動コンテストについては、5団体からの推薦があり、1団体を大賞として決定し、表彰。広報ましろ掲載は、30年4月号を予定。 町民活動支援センター関連では、企画課でアンケートを実施し、「設置」を望む団体が多数を占めたことから、新しい担い手への支援と併せ、町民活動支援の主務課を決定していくこととする。	町民活動団体へのアンケートから、支援センターの設置を望む回答が多数を占めた。 町民活動支援センターについては、既存施設の改修等での検討のみであったが、その他の方向性についても視野に入れるなど、検討に幅を持たせることが必要である。	地域創生活動費補助金については、改めてアンケートを送付した団体33団体あて要綱等を郵送し、周知を図る。 町民活動支援センター関連(新しい担い手を含む)については、平成30年3月中に行う町民活動支援主務課の決定に従い、その主務課において方針を決定する。	改善して継続	地域創生活動支援については、改めてアンケートを送付した団体33団体あて要綱等を郵送し、周知を図る。 町民活動支援センター関連(新しい担い手を含む)については、平成30年3月中に行う町民活動支援主務課の決定に従い、その主務課において方針を決定する。	平成30年度までの事業内容精査し、町民活動の改善が拡大できるような改善を図り事業を実施していく。
35	個人町県民税賦課事業	税務課	2月中旬から3月中旬にかけて申告相談等を行い、個人町県民税を決定したうえで賦課する。また、減免や納期限の延長をしたり、国・県等から調査依頼されたものについて回答する。	納税義務者に対して適正課税をすること。	目標程度	10月から11月にかけて、納税係と共同で未申告者に電話・訪問等をした。その結果、未申告者の人数は例年より減少した。	特になし	特になし	このまま継続	配偶者控除の見直し等、税制改正に関する事項を周知していく。 個人番号制度により、引き続き個人情報保護の保護に注意を払う必要がある。	住民に対して、分かりやすい税の説明と周知をしていく。

36	軽自動車税賦課事業	税務課	関東運輸局、栃木県軽自動車協会が受付したデータをシステムに再入力する。また、窓口で直接受付したものを入力し、軽自動車税を賦課する。また、減免、課税保留の処理、報告等を行う。	納税義務者に対して、軽自動車税を適正に課税する。	目標程度	転出、死亡届出時に軽自動車に関する異動手続きの方法についてのリーフレットの配布。当初納税通知書への同封を実施した。来年度の賦課にあたって、課税保留の車両について、現地調査を行った。	特になし	特になし	このまま継続	町で標識を交付する場合は、住所変更や譲渡する場合の注意事項を説明し、課税取消、課税保留を減少させる。また、県外者への名義変更者からの「軽自動車異動申告書」の未提出による誤賦課があるので、引き続き対象者向けのリーフレットを配布する。	今後も、課税取消、課税保留を減少させていくために、引き続きリーフレットを配布し周知、徹底を図っていく。
37	国民健康保険税賦課事業	税務課	加入世帯の構成員や収入、資産等を的確に把握し、国民健康保険税の賦課、減免及び更正を随時行う。	納税義務者に対して国民健康保険税を適正課税する。	目標程度	当初発送時に同封する年金特権者(年金から国民健康保険税が天引きされる方)向けのパンフレットの見直しを行い、年金特権について理解を深めてもらうようにした。また、益子町ホームページの国民健康保険税のページを更新し、国民健康保険税の概要について周知を図った。	特になし	国保税の概要について、ホームページやパンフレットなどで周知はしているが、理解されていないことが多い。	改善して継続	国保の課税根拠についてリーフレットを作成し、納税義務者へ周知を図る。未申告者に対して訪問や電話などで連絡をとり、未申告者を減らし適正課税を図る。	国保の課税根拠についてリーフレットを作成し、納税義務者へ周知を図る。訪問や電話で未申告者を減らし適正課税を図る。
38	固定資産税賦課事業	税務課	土地・家屋を適正に評価し、申告による償却資産を含め価格等を決定し賦課する。減免処理、諸報告等を行う。また、3年毎の評価替に合わせて、地目や家屋の現況調査や償却資産の実地調査を計画的に実施することで、課税客体の把握に努める。	土地・家屋・償却資産に係る固定資産税を適正に課税する	目標程度	事務の効率化と民間委託の活用により、コストを抑制しながら課税すべき家屋と、現況地目及び償却資産を把握し適正な課税に努めた。また、平成30年度の評価替に向け地目や関係機関との協議も行った。納税通知書の発送枚数も昨年のと同程度であり、町の誤りによる誤賦課件数も無く目標を達成した。	法令等により町に実施が義務付けられている。	賦課のさらなる適正化のためには、評価替毎に家屋配置データなどの資料を更新したいが、財政的な負担が大きく、資料更新の間隔が長くなりがらである。	このまま継続	固定資産評価審査委員会で審議する案件が生じないよう、引き続き現況地目の認定や適正な家屋評価、償却資産については申告対象物件の把握に努める。また、未評価の家屋については不公平とならないよう確認と課税を進める。	平成29年度と同様とする
39	収納管理事業	税務課	各窓口や口座振替などで納付された税金の収納消込の処理をし、その結果に基づいて過払納された税金等は還付、充当の処理を行い、また口座振替不能者や税金の未納者に対しては振替不能通知や督促状送付、催告等の処理を行う。	課税決定された税金を適切かつ確実に収納する。	目標程度	自動振替制度を導入し、ゆうちよ銀行で収納された分について納付確認が早期に出来るようになった。	特になし。	納税者の納付の行違いや更生により還付・充当処理が発生しているため、その部分を減らす必要がある。	改善して継続	期限内納付、口座振替の推進	特になし
40	戸籍事務事業	住民課	届出書の審査・受理後、システム入力により、戸籍記載・移記等を行う。これら一連の事務処理を行いながら、住民の身分事項を管理することにより、戸籍交付請求に応じて、戸籍謄本・抄本等の証明書発行を行う。	住民の身分事項を適正に管理することにより、住民が必要に応じて(戸籍届、相続手続き、パスポート取得等)、自分の戸籍に係る情報公開請求をすることができる	目標程度	出生届等報告届出以外のものについては、事前説明を十分に行い実際に窓口で受理する際の審査時間の短縮に努めた。また、研修会や参考文献等により知識の習得に努めた。	特になし	職員同士情報の共有をすることにより、正確且つ事務処理ができるようになる。	このまま継続	通達や指示等を把握し、特徴的な届出(涉外関係)及び不届届出(虚偽の養子縁組届出)に即対応できるようにする。円滑な窓口対応のため、係り内での情報共有に努める。	事務の共通理解が図られるよう研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。
41	住民基本台帳事務事業	住民課	申請(窓口・郵送)を受け、住基システムにより住所等の異動を行い、これらにより管理しているデータに基づき、証明書の発行を行う。	住民記録の異動処理を正確に行い、データ管理を適切に行う。これより住民は諸手続きに必要な証明書の交付を受けることができる。	目標程度	事務処理は正確に短時間でを行い、住民の待ち時間の短縮に努めた。	特になし	事務効率向上のため職員の意見交換及び情報交換を行える体制を整える。	このまま継続	事務処理は正確かつ迅速に行い、窓口での対応は親切・丁寧に行う。	法改正等に伴う専門知識の習得に努め、正確な事務処理を行う。
42	印鑑登録事務事業	住民課	本人の申請に従い、印鑑登録・廃止、及び証明書の交付を行う。	住民の実印を登録、管理することにより、住民が必要に応じ、財産管理等の手続き等に使用するため、印鑑証明書を交付請求できる。	目標程度	事務の効率化に向け、登録及び交付に対する正確性を高めながら、時間短縮に努めた。	特になし	住民の財産に関わる部分もあるため、登録や発行には本人確認を含め正確な事務処理に努める必要がある。	このまま継続	免許証等での本人確認ができない場合や、本人が来庁できない場合等の対応を正確、迅速に行うことにより、窓口対応をスムーズにする。	事務の効率化を心がけ、常に処理の正確かつ迅速化を目指す。
43	住基ネット関連事務事業	住民課	住民基本台帳を専用の通信回線でネットワーク化し、市区町村間の住民基本に関する共通の事務を行う。	住民基本台帳をネットワーク化することで、市町村間共通の住民基本台帳に関する事務ができる。また、住民は全国各地からでも住民票の取得ができる。	目標程度	社会保障・番号制度の施行に伴い、住民カードが廃止となり個人番号カードの交付が開始されたため、個人番号カードの普及啓発に努めた。	特になし	個人番号カードの交付について、係員がすべて対応できるように、内部研修と実践を重ねていく。	このまま継続	社会保障・番号制度の施行に伴い、事務の取扱等の誤りがないよう、国県からの情報収集や研修会への参加を積極的に行う。	個人番号カードの普及促進のため広報誌等を利用してPRに努める。
44	自動車臨時運行許可事業	住民課	自動車臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号票(仮ナンバープレート)の貸与	自動車臨時運行許可を受けようとする者が、栃木県陸運支局ではなく最寄りの市町村で貸与手続きが可能になる。	目標程度	未登録の自動車を車検、回送等のため臨時的に運行しようとする者から申請を受け、迅速、正確に申請内容を確認し、許可証を交付し臨時運行許可番号票を貸与した。	特になし	返納延滞者への指導強化のため根拠法令による事務処理について理解を深める。	このまま継続	交付時の指導を強化することにより、返納延滞数を減らす。	正確かつ迅速な許可及び貸し出しを行う。
45	犯歴、身上調査、後見、準禁治産者関係事務事業	住民課	裁判所、検察庁の通知により、見出帳、名簿の調製、選挙管理委員会への通知をする。検察庁へ犯歴者の戸籍異動を通知する。	当町が該当者の犯歴等を管理することにより、各警察、県が許可業務の際、当町にて照会をかけた資格調査をすることができる。また、検察庁は犯歴者の戸籍異動を把握できる。	目標程度	手引き書に基づき知識の習得に努めた。また、疑問点が生じた場合にはコールセンターに確認し正確かつ迅速に入力した。	特になし	情報の保護、秘密漏洩のないように徹底する。	このまま継続	官公署からの照会に迅速に回答する。また、住所地選管への公選通知、新本籍地へ本籍転属通知、検察庁への刑の消滅照会を正確に行う。	データ入力を迅速、的確に行いその後の犯歴事務の流れに遅滞がないようにする。

46	総合窓口関係事務事業	住民課	住民票、戸籍等に係る各種問い合わせ相談の他に、税務課の諸証明を住民課窓口で行い、ワンストップサービスの構築を推進する。	町民にとって利用しやすい行政窓口とする。	目標程度	情報の共有に努め接客対応がスムーズにできるようにした。	特になし	幅広い知識習得のため。他課との情報共有に努める	このまま継続	待ち時間の短縮を更に図り、また税関系の内容の理解に努め正確な対応ができるようにする。	他課との情報共有に努める。
47	旅券事務	住民課	窓口で旅券の申請を受け付け、審査後、旅券センターへ申請書を送付。センターから旅券が届いたら、申請者への交付を行う。	住民が、戸籍謄・抄本の取得と併せて町窓口で旅券申請や、受け取りができる。	目標程度	申請受付時に写真の規格、ヘボン式表記の確認、二重発行のチェックに重点をおいた	特になし	申請者への適切な案内に努め、申請受付から旅券交付までスムーズに申請受付をする。	このまま継続	旅券申請者の本人確認における厳格な審査により、不正取得防止に努める。	県旅券センターとの連携等で、申請者の審査や旅券の交付を正確かつ迅速に行う。
48	国民健康保険の資格管理事業	住民課	国保から社保または、社保から国保などの資格の異動を適切に処理する。	資格の取得漏れなどにより医療機関で10割負担とならないように、また社会保険等との二重登録がないようにする。	目標程度	年金事務所への照会・確認により、退職被保険者該当者に対して職権による切り替えを実施したことにより、被保険者が来庁して届出する手間を省いた。退職者被保険者適用1件、年金事務所からの資格異動者リストを活用し、社会保険加入者へ国保喪失手続きの勧奨通知を送付78件	特になし	保険料を納付したくないという理由で、加入手続きを拒否する方への対応。社会保険に切り替わったことの手続き漏れによる二重保険加入者への対応。	このまま継続	退職者医療制度が平成26年度で廃止になったことにより、基本的には退職被保険者の新規加入者はいないと考えているが、遡って加入した場合は退職被保険者になるかどうかの確認が必要。保険切り替えの手続き方法の広報は従来の広報紙を活用するほか、フェイスブックによる周知を実施し、若い世代へも働きかける。20歳の国民年金加入届け時を活用し、就職・退職した場合に必ず届け出が必要であることを周知する。	税・社会保障番号制度により手続き等の制度改正についての的確に把握し、対応する。また、国保制度改正に伴い、県や他市町と情報交換を密にし、制度への理解を深める。
49	国保給付事業(療養諸費)	住民課	医療機関でかかった医療費について医療機関からの保険請求に基づき審査を行い、国保連合会を通して被保険者負担分の支払いを行う。	適正に医療費の被保険者負担分を支払うことで、被保険者が医療を受ける機会を確保する。	目標程度	レセプトの二次点検の実施(700件、医療費減額80万円) 社会保険加入にもかかわらず、国民健康保険で医療の給付を受けた不当利得者に対し、医療費返還請求(72件) 頻回受診者調査(4件)	医療費の上昇を抑える。	被保険者の資格の適正化とレセプトの点検による過払いの抑制	このまま継続	ジェネリック医薬品の利用率を上げ、医療費の上昇を抑える。柔整師の受診についての広報を実施し、保険適用と適用外について周知する。24時間電話健康相談事業の周知を図り、夜間、休日診療についての適正受診を図る。	適正な給付を実施している。
50	国保補助金等交付申請事業	住民課	負担金や補助金等の算出根拠となる資料を作成し、国や県などに対し申請及び受領を行う。また、国民健康保険に関する事業報告書を作成し県に報告する。	国や県などの負担金・補助金の適切な算定及び受領を行い、国保事業会計の安定化を図る。	目標程度	年金事務所への照会・確認により退職被保険者該当者に対して職権による切り替えを実施(13件)	特になし	補助金制度の正確な知識の習得	このまま継続	平成30年度に都道府県広域化することにより制度改正についての知識を深めることが必要である。また、交付申請時には複数職員による点検を実施する。	研修会・説明会への参加や、県や他市町と情報交換を密にし、制度への理解を深める。
51	国保運営協議会	住民課	公益代表4人、被保険者代表4人、医師・薬剤師4人で構成され、国保事業運営に関する重要事項を審議する。	制度改正や国保税率改正、予算や決算など重要案件を諮問し、意見を基に国保事業を円滑に進める。	目標程度	予算・決算、国保税限度額、条例改正、制度改正、特定健診受診率向上のための取り組みについて審議した。	特になし	国保運営について、健全な運営ができるよう審議している。	このまま継続	国保の都道府県広域化を視野に入れ、町国保の健全な運営を審議するため協議会を開催する。	協議会の運営により、国保事業運営の健全化を図っている。
52	国保保健事業	住民課	健康教室の開催、24時間健康相談事業の実施、特定健診の実施、人間ドックの助成及びジェネリック医薬品普及事業等を行う。	国民健康保険被保険者の健康維持・増進を図り、医療費削減を図る。	目標程度	人間ドック・特定健診案内通知を自治会加入全世帯及び国保被保険者証の切替発送時に配布。また、特定健診を昨年実施した方には、受診予定日をハガキでお知らせをした。受診日当日予約したが、検診に来られなかった方に対して当日電話で受診日の調整を実施。不在等により連絡がつかなかった方に対し、月末勧奨通知を発送。24時間電話健康相談の案内を広報誌や各種通知へ記載、名刺サイズの電話案内配付及び窓口での説明。ジェネリック医薬品希望カードを被保険者全員へ配布及びジェネリック医薬品差額通知発送(年3回)	受診率の向上、医療費の適正化	・医療機関受診中などの理由で受診を拒む方への受診勧奨の工夫 ・勤務先で健診実施者への対応方法 ・24時間電話健康相談の周知方法	改善して継続	データヘルス計画を策定したことにより被保険者の検診結果や疾病などを把握し、効率的な保健指導・予防教室の実施。糖尿病予備群の者を抽出し、医療機関と連携し適切な保健指導・予防教室を実施することで、糖尿病性腎症重症化を予防し、人工透析患者の増加を抑える。24時間健康相談については、携帯電話からも利用できることを広報紙や案内カードの配付により周知する。ジェネリック医薬品差額通知を年3回発送。医療費適正に向けたレセプト点検の強化。特定健診受診率向上に向けて勧奨資材の工夫。人間ドックの委託先を1位両機関増やし12医療機関で実施。	高度な医療を要する疾病や高額な治療薬の増加により、医療費は年々増大している。特定健診の受診率を上げ、疾病の予防と早期発見を促し、また特定保健指導の実施率を上げ生活習慣病等の予備軍を減少させ、ジェネリック医薬品の広報をさらに継続することにより利用率を上げる。また、レセプト点検を強化することで医療費の上昇を抑える。
53	国民年金資格管理事業	住民課	国民年金への加入、脱退の手続き年金関係書類の受理進達、国民年金制度の広報、国からの交付金について申請等を行う。	町民が適切な国民年金を受給できるようにする。	目標程度	国民年金への加入脱退、年金関係書類の受理進達、国民年金制度の広報、国民年金事務委託金交付申請書等の提出。免除申請が2年前から申請できることになったため、窓口来庁者が増加した。フェイスブックによる若い世代への年金制度周知を実施した。また、後納制度の周知、被保険者の実情に合わせた個別納付相談会の実施。	年金受給に関して、国民年金以外の年金手続きに関する知識	年金の必要性を理解しない若年層に対して、年金制度の普及と納付意識の向上に対する取り組み	このまま継続	改正される年金制度に対する的確な事務及び年金制度への知識を高め、個人の状況に合わせたきめ細やかな対応をする。システム会社とデータ抽出のためのマニュアルを作成する。年金受給資格期間短縮(10年年金)の対応。	年金制度への知識を高め、個人の状況に合わせたきめ細やかな対応をする。被保険者の老後の安定した生活を維持できるように、制度の周知、窓口での相談等で年金制度の理解を広げる。

54	後期高齢者医療に関する事業	住民課	賦課決定された保険料を徴収して広域連合に納付する。 資格異動等届出、給付費等申請書の受理・審査、広域連合へ進達を行う。	高齢者が安心して医療を受けられるようにする。	目標程度	新たに被保険者となった方で、納付が確認出来ない方に対し、督促状を送付する前に電話による納付勧奨を行い、新規滞納者を防いだ。また、電話催告のほか、臨戸訪問により納付指導を行い、滞納額の減少に努めた。税務課と滞納者の情報を共有し、納付勧奨を行った。	特になし	高齢者に分かりやすい広報等の工夫	このまま継続	口座振替納付の勧奨や、滞納者に対する電話・訪問徴収の強化	国保税滞納者が後期高齢者になることにより、新規滞納者となることが予想されるため、個々に応じた納付指導を実施することにより、新規滞納者の増加を防ぐ。
55	環境美化推進事業	環境課	年2回自治会において清掃・美化運動に取り組む	町民が一体となって地域の環境美化に取り組み、快適な環境を作る	目標程度	町内一斉の環境美化運動を年2回実施した。自治会・育成会単位で地域のゴミ拾い、草刈りを実施した。	実施後に中部環境で回収を行うが、不法投棄のため分別が困難なものがあり自治会の負担になっている。 収集日までに日数があることについても苦情があった。	特になし	このまま継続	実施後の住民の負担を少なくするため、当日は分別について指導できるような体制をとりたい。	年2回ではあるが地域の環境問題に目を向けるよい機会であることから、事前の啓発を行いさらに充実させたものにしたい。
56	環境基本計画の策定・推進事業	環境課	環境基本計画推進委員会、環境審議会を開催する。益子町第2次環境基本計画を実行する。	益子町が目指す環境像「自然を慈しみ、安らぎはぐくむ、陶の里」を町民と共に実現する。	目標程度	事業の実施結果は、活動目標及び成果目標のとおり。益子環境Weeksの参加団体数は15団体であり、目標人数を超える参加者があった。	参加団体の固定化、高齢化。	既存団体及びその会員等にとどまらず、新たな活動人材の掘り起しが必要である。	他事業と統合	団体の交流や、子供の参加を促し環境Weeksの参加者の拡大を図る。	益子町第2次環境基本計画の目標年次が平成34年度であるため、目標達成に向け計画の遂行に当たる。
57	ごみの不法投棄対策事業	環境課	清掃監視員並びに環境保全協力員による不法投棄監視パトロール等を行う。不法投棄防止の看板を設置する。年2回全自治会において清掃・美化運動に取り組む。	町民が快適に暮らせるように、ごみが落ちていない美しい町を維持する。	目標程度	環境保全協力員や住民からの通報をもとに不法投棄の早期発見に努め、迅速に対応した。行為者を特定した際は警察と連携し、適切な指導により再発防止にも務めた。	防犯カメラの設置(増加)	人の目が届きにくい、山林や林道の監視。	改善して継続	清掃監視員並びに環境保全協力員のパトロールを強化するほか、投棄の多い場所には監視カメラを設置し注意していく。 不法投棄を防止するために、不法投棄の多い地区の住民と情報を共有し、連携を取っていく。	清掃監視員並びに環境保全協力員のパトロールの効率化。啓蒙活動の実施。
58	ごみの減量化・資源化事業	環境課	・資源物回収団体に奨励金交付。 ・生ごみ処理機等の補助金交付。 ・生ごみ堆肥化事業。 ・小型家電、廃食用油の拠点回収。	ごみの減量化及び資源化に対する町民・事業者の意識が高まって、資源化率向上に積極的に取り組む。	目標程度	資源物回収団体は現在未実施自治会は4自治会であり、ほとんどの自治会で実施しているが、スーパー等の資源物回収実施の影響もあり回収量はH28と比較し減少傾向にある。・生ごみ処理事業はステーション回収量が減少している一方、事業系生ごみが増加してきている。・町独自の事業とし、月1回の資源物回収・小型家電及び廃食用油の回収を開始した。	特になし	・生ごみ堆肥化事業において家庭系の生ごみ排出量が減少している。契約が終了する平成31年度以降の継続についての検討が必要である	改善して継続	・資源物回収については、回収品目の増加をよびかけ、未実施自治会の参加を促す。 ・毎月第2土曜日に役場での資源物回収の周知を図る。 ・生ごみに自家処理についても推奨し、補助金や普及促進事業のPRをする。 ・事業所へのゴミの分別・資源化の周知	・生ごみ処理事業については平成32年度以降の継続について検討する
59	公害対策事業	環境課	公害苦情の原因者を指導し解決に向け対処する。併せて工場・事業所などの監視を行う。大気汚染防止のため野焼き禁止の指導を行う。定期的に河川等の水質検査を実施する。	町民や事業所での公害に対する意識が高く、公害のない河川の水質も適正に保全された生活環境を維持する。	目標程度	公害苦情処理では、野焼き、空き地の適正管理、不法投棄などが多くあった。	特になし。	野焼きに対する理解(野焼きをする側、被害を感じる側)を深める必要がある。また、土地の所有者や河川、用水路等の管理者、排水者(排出者)の、土壌や水質の汚染防止等に対する管理責任について理解を高めなければならない。	このまま継続	広報紙等を活用し、野焼きなど公害防止への啓蒙強化を図る。苦情内容による分類を明確にした台帳を整備し、事業の完結に努める。今後、高齢化・人口減少が進むにつれ空き地・空き家が増え、苦情が増えることが予想されるため、先進自治体の事例を参考に対策を検討していく。	公害防止の啓蒙及び指導の徹底。
60	畜犬登録及び狂犬病予防事業	環境課	犬を取得した時の登録及び狂犬病予防注射集団接種。ペットの正しい飼い方のPR。野犬捕獲。避妊手術費の補助金交付。	ペットが正しく飼養され、狂犬病の発生も無く、町民が安全で快適に暮らせるよう維持する。	目標程度	注射頭数は960頭見込み。避妊手術費補助金交付件数は、犬18頭、猫68頭見込み。	猫の正しい飼育についての認識が不足している住民がまだ多く、外飼いや野良猫への餌やりに対する苦情が多かった。野良猫の苦情が多く、捕獲などの対策を求められた。	未登録犬の登録勧奨及び狂犬病予防接種の啓蒙が必要。のら猫問題への対策。	このまま継続	広報紙等を利用して、飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らしていく。定期的に台帳整理を実施する。飼養の指導については動物愛護指導センターと連携して行う。	飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らす。動物愛護指導センターと連携する。
61	ごみの収集及びし尿処理に関する事業	環境課	各機関と連携し、一般廃棄物を計画的かつ効率的に収集・処理する。ごみステーションの設置を推進し、ごみ収集用コンテナの使用を徹底する。	ごみが適切に処理され、町民の衛生的な生活環境を維持する。	目標程度	ごみ処理広域化によるごみの分け方・出し方などについては、ほぼ周知が図られてきている。	ごみステーションへの不適正排出問題。 自治会内で未加入者のゴミ出しについてたびたびトラブルになることが多く、町の方針を求められることがあった。	不適正排出者に対する効果的対策。 高齢者でステーションまでのゴミ出しが困難なケースが増えることが予想される。	このまま継続	粗大ごみ個別収集事業のPRや内容の検討。不適正排出者に対する効果的対策を検討。 高齢者のゴミ出し支援の対策を高齢者支援課と連携をとり検討する。	分別区分や排出方法で発生した問題を解決し、円滑に事業を進める。

62	森林計画・経営事業	環境課	森林計画に基づく伐採等届出の適正な運用に努める。また、とちぎの元気な森づくり事業を活用した里山林の整備及び管理を行う。	森林機能保持・保全のため、森林計画に基づく健全な森林を育てる。	目標程度	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業を活用し、予定どおりの面積の整備を行うことができた。アカマツ復活プロジェクト事業を開始した。	事業の実施期間が平成29年度までとなるが平成30年度以降も引き続き継続された。	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業への参加集落の掘り起こし、管理費の交付が終了した箇所継続的な維持管理。	このまま継続	森林計画に基づいた各種届出の適正な運用を行い、健全な森林管理に努める。また、とちぎの元気な森づくり里山林整備事業についても、目標以上の成果を上げられるよう関係者との協議の上、迅速かつ適正な事業実施を図る。町木であるアカマツの復活を目指したアカマツ復活プロジェクトを継続実施する。	平成30年度からとちぎの元気な森づくり県民税事業が第2期として継続されるが、森林環境譲与税(仮称)も始まるので、それぞれを活用して引き続き整備箇所の拡大を図る。
63	町有林・林道管理事業	環境課	町有林管理委員会の開催、森林国営保険の加入、町有林管理(伐採、下刈り)、林道5路線の維持管理	民有林道5路線の維持管理や町有林の整備・管理を行うことにより、益子の貴重な資源である自然景観を維持する。	目標程度	松本入町有林において、竹の伐採とチップ化を行った。また、板橋林道に砂利敷きを行った。業務の合理化のため町有林管理委員会をH29年度をもって廃止とした。	前沢町有林の整備を含めた今後の活用等	前沢町有林については整備に向けての計画策定が必要。他の町有林についても利活用の方向性について検討が必要。	改善して継続	前沢町有林については、今後の整備活用計画について検討する。また、他の町有林に対しても、森林経営計画に基づいた伐採、木材の活用の方向性を検討する。	林道については継続的な維持管理に努める。町有林については、森林経営計画に基づいた間伐や下刈り等を行い機能維持に努めるとともに、木材の有効利用も推進していく。また、前沢町有林については、整備活用計画を策定する。
64	鳥獣害対策事業	環境課	八溝山系に位置する市町、及び県の担当職員で形成される協議会で、現在の地域の状況および獣害対策についての意見交換を行う。また、年に一回獣害対策の研修を行う。	八溝山系の市町での獣害被害の減少	目標程度	意見交換を行うことで他の市町での取組を知ることができ、それを地元猟友会のハンターへの伝達できた。また、今年度はインシンの撃退器を各市町に配布して効果の実験を行う。	地域での被害対策の取り組みも重要である。	ハンターの高齢化も深刻であることから、若年層のハンター育成に力を入れていかなければならない。	このまま継続	今後も同協議会において、各市町との情報共有を行いながら関係を密にして、一致団結して獣害対策に力を入れていく。	捕獲、撃退への強化は継続して行い、町内の各地域でも防護柵などのインシンへの対策を推進していく。
65	地球温暖化対策事業	環境課	再生可能エネルギーの普及啓発を行うとともに、太陽光発電システム設置家庭に補助金を交付する。	地球温暖化防止のために住民一人ひとりが率先して参画し、温室効果ガスの排出削減に向けた活動を行う。	目標程度	太陽光発電補助金の申請件数は前年度と比較すると減少している。その要因は売電価格の減額により、設置件数が伸びない為と考えられる。今後は別のエネルギー補助を検討する必要があると考えられる。また、施設ごとの二酸化炭素排出量は昨年度より低くなり目標値を達成できたので、今後も継続していけるよう呼びかけたい。	特になし	再生可能エネルギーへの関心は高まってきているが、現在町で実施している補助制度である太陽光、太陽熱は下火になってきているように感じる。何か、別のエネルギー補助への転換が必要。	このまま継続	温室効果ガス削減に向け、今後も庁舎内、公共施設での、省エネルギーへの取組のお願いをしていくと共に、町民に対しては太陽光発電システムだけでなく、木質バイオエネルギー等、他の再生可能エネルギーについての普及を進めていくと共に、他のエネルギー補助についても検討をしていく。	設置経費が低下しているため、太陽光発電システムの補助金額については見直しを考える。
66	障害者支援事業	健康福祉課	障害者自立支援給付、障害程度区分認定審査及び審査会の運営、補装具費・日常生活用具費の給付、地域生活支援事業費給付、障害者手帳の交付事務。	障がい者(児)が住み慣れた地域で自立して生活できるようにする。	目標程度	障がい福祉サービスは、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、障がい児においては、将来社会人として自立・独立するための下地を育成・助成することを目的とするため、必要不可欠である。	特になし	事業費については給付件数、給付額とも増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。事業費については給付件数、給付額とも増加が見込まれる。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。
67	生活保護費受給支援事業	健康福祉課	生活保護相談の受付及び芳賀福祉事務所への保護申請書の進達、要保護者の通告や保護費の支給事務、芳賀福祉事務所との調査等への協力。	生活に困窮している住民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活の維持を図る。	目標程度	法により義務付けられている事業なのでこのまま継続する。	特になし	特になし	このまま継続	法により義務付けられている事業なのでこのまま継続する。芳賀福祉事務所と連携を図り、要保護者の保護に努める。生活保護法の理解や研修会や事務説明会の参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。	芳賀福祉事務所と連携を図り、要保護者の保護に努める。生活保護法の理解や研修会や事務説明会の参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。
68	旧軍人・戦没者遺族関連事業	健康福祉課	益子町戦没者追悼式の開催、法に基づく軍人恩給、特別弔慰金、各種給付金及び関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助、町遺族会連合会が行う会議や諸会務の援助。	旧軍人、戦没者遺族の生活の安定を図るとともに、住民の戦没者追悼の念と平和を祈念する心を醸成する。	目標程度	戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように遺族会の役員に働きかけた。追悼式に用いる献花の数などを精査して経費削減に努めた。	戦没者追悼式にもっと多くの参加者が集めるようにと話をされる。また、いつまで開催していくのか問われる。	遺族会会員の高齢化や会員数の減少、世代交代による戦没者追悼式への参加意識の低下。	このまま継続	国や関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助については、法律に基づいて実施している事業なので町単独で改善は難しい。恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図りながら、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように遺族会の役員に働きかける。	恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図りながら、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように引き続き遺族会の役員に働きかけていく。

69	心身障害者医療事業	健康福祉課	高度かつ継続的な治療を要する身体障害者児に自立支援医療費(更生医療・育成医療)給付。重度心身障害者に医療費の助成をする。在宅で通院する精神障害の治療を行う方の自立支援(精神通院)医療の認定申請を受付、進達を行う。	心身障害者の経済的支援を図るため	目標程度	自立支援医療に関する更生医療、育成医療、精神通院医療については、障害者総合支援法に基づく支援義務がある。重度心身障害者医療費助成事業については市町の事業であるが、重度心身障害者の経済的支援を図るため必要不可欠。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。	0	生活保護費受給者の入院で年間700万、通院で年間400万の更生医療助成額の増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。
70	町営住宅運営事業	健康福祉課	住宅及び敷地内の維持管理、入居者管理、住宅使用料の算定・収納を行う。	住宅に困窮する低所得者に住居を確保する。	目標程度	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)と星の宮住宅(旧住宅昭和44年～昭和48年築)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。		監査委員より、悪質な滞納者については退去してもらうよう対策をするように指摘される。	このまま継続	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。未納世帯への戸別訪問を実施し、収納率の向上に努める。	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。
71	福祉バス管理運行事業	健康福祉課	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化を図るため福祉バスの運行・管理を行う。	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化させる	目標程度	安全運行や修繕費抑制のため、より入念な日常点検を行う。また、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。経年劣化のため、故障が多くなっている。	特になし	福祉バスは平成10年8月の登録で老朽化が見受けられる。運転手の労務管理に細心の注意が必要。	このまま継続	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。車両の一元管理などを検討していく。
72	福祉関係団体・各種委員活動支援事業	健康福祉課	社会福祉協議会、民生委員協議会補助金の申請受付、補助金の支出、民生委員の選考、民生委員協議会の開催、民生委員・児童委員の研修会のとらまとめ、民生委員・児童委員の相談対応。	民生委員・児童委員や福祉関係団体等が円滑に活動できるようにする。	目標程度	民生委員・児童委員、及びその活動に関わる担当部署との連携が良好に行われていたこともあり無事に運営ができた。また、新任委員も多いため、研修会を町独自で開催した。	特になし	民生委員・児童委員の担い手を確保することが年々難しくなっており、今後の改選については厳しくなっていく予想が出来る。高齢化・核家族化により民生委員・児童委員の活動量や負担が徐々に増えているため、積極的な支援が必要。	他事業と統合	地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や、民生委員協議会への補助は必要であり、また、住民の相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員への支援にも積極的に取り組んでいく。	地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や、民生委員協議会への補助は必要であり、また、住民の相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員への支援にも積極的に取り組んでいく。
73	母子家庭・遺児家庭・ひとり親家庭支援事業	健康福祉課	児童扶養手当認定請求書及び変更届・現況届等の受付、ひとり親家庭医療費受給資格申請の受付及び医療費の助成。遺児手当の認定請求書の受付及び遺児手当の支給。	母子家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進すること。ひとり親家庭の生活基盤の安定と心身の健康増進に資するため、医療費の自己負担分を公費で助成し、経済的な軽減を図る。	目標程度	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。	特になし	特異なケースが発生した場合など、マニュアルにないで県などの連携が必要になるため、時間がかかってしまう場合がある。	このまま継続	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。
74	児童虐待・DV対策事業	健康福祉課	虐待や要保護児童の通告先として市町村が追加されたことによる、通告時の初期対応。要保護児童対策地域協議会の運営。虐待やDVについて、支援・助言・情報提供を行う。	保護や支援を要する児童、特に支援が要する妊婦を発見し、適切な保護、支援を図り、虐待等の被害抑制と生活環境の健全化を図る。	目標以上	虐待や要保護児童の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施。	特になし	要保護児童等の支援に努めているが、ショートステイ・トワイライトステイ等の支援サービスが増えることで、更に支援の幅が広がる可能性がある。	このまま継続	要保護児童等の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。	要保護児童等の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。
75	児童手当支給事業	健康福祉課	児童手当の支払、現況届の発送・処理、各申請の受付・審査を行う。	児童手当は中学校修了前の児童を対象とし、家庭生活の安定、児童の健全育成のため、また次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援する。	目標程度	国の方針に従い実施。	特になし	特になし	このまま継続	国の方針に従い実施していく。	国の方針に従い実施していく。
76	子育て応援手当	健康福祉課	該当者の抽出と申請書の送付。申請の受け付け、手当の支給。	18歳以下の児童を持つ保護者に対し児童1人当たり1万円分の手当を支給する。	目標程度	・支給率が前年と同じ95%となっている。この結果と、個別に通知をしていることから、周知はされているが手続きされない方がいると推測される。	特になし	未申請者対策	このまま継続	前年度同様の方法で実施していく。未申請となる要因を見つけていく。	特になし
77	保育所運営事業	健康福祉課	保育所入退所受付事務 保育所運営費の支弁 特別保育事業等の補助	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育に欠ける就学前児童に対し、保育所において保育を行う。	目標程度	過年度の滞納整理を行い、保育料の滞納額は0円となった。現年度分の未納者については督促などを行い納入を促した。	特になし	保育料の算定を行うに当たって、住民税・所得税に関する知識が必要となる。	他事業と統合	滞納0を続けて行くため、まずは、施設との協力や、未納者に対する督促などを行い、現年度分の未納の対策に努める。	現在の滞納は0人。今後滞納者を出さないためにも、現年度分の未納者についても督促などを行い納入を促す。

78	学童保育事業	健康福祉課	放課後児童クラブに対して委託金を交付する。事業に対する国・県補助金の交付申請をする。	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る。	目標程度	昨年同様、障がい児に対する専門的知識を有する職員を養成したことにより、専門的かつ柔軟に対応ができるようになった。	特になし	全国的に少子化の波が押し寄せ町も例外なく減少しており、今後の学童の利用者数が減少していくことが考えられる。	このまま継続	国・県のガイドラインに従い、適切な運営を促すとともに、各学童クラブと連携を図りながら、よりよい子育て支援の提供を実施していく。	国・県のガイドラインに従い、適切な運営を促すとともに、各学童クラブと連携を図りながら、よりよい子育て支援の提供を実施していく。
79	感染症予防事業	健康福祉課	・定期接種：BCG、4種混合、ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、麻疹・風疹混合、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌 ・任意接種：おたふくかぜ、水痘、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、成人風しん(麻疹・風疹混合)	予防接種を実施することにより、伝染性疾患の発生やまん延を予防し、住民が健康的な生活をおくることができる。	目標程度	・法改正もなく、事業内容は前年同様。接種者、接種率等も前年度より増加し、目標値達成の見込み。 ・MR予防接種接種率の低下が見られたため、未接種者勧奨に力を入れた。	特になし	引き続き、新興感染症に対する対応等、社会情勢の変化に即応した対応が望まれている。	このまま継続	・安全に事業が実施されるよう、対象者への情報提供や法改正に伴う実施体制の整備をする。 ・他の事務事業量が増加しているため、事業の効率化に努め、各ワークシートの接種率の維持、向上に努める。	引き続き、安全な事業の実施、運営に努める。 制度の改正や新興ワクチンに関する情報の収集、分析をし、事業の展開に活用する。
80	食育推進事業	健康福祉課	食生活改善や食育推進を基本とした健康づくりのボランティアである食生活改善推進員による食育推進活動の支援。	食生活改善推進員を養成・サポートし、食育の推進を図る。町民の食に関する意識の向上を促し、生活習慣改善を含めた心身の健康増進に努める。	目標程度	健康まつりでは、簡単朝食レシピ(健康レシピコンテスト入賞作品)の試食を提供し、朝ごはんの推進を行った。駅伝大会では、適正塩分濃度の豚汁を配布し、減塩を推進した。おやこの食育教室や骨粗鬆症予防料理教室等を開催し、幅広い年代への食育推進を行った。	食生活改善推進員の活動の場は広く、期待度も高い。	食生活改善推進員は、県からの期待も大きく、疾病予防教室等より高質な食に関する知識・技術が求められている。そのため、食生活改善推進員向けの勉強会を行い、会員のスキルアップを図っている。	このまま継続	会の運営に協力しながら、また会員のスキルアップを図りながら自主性を育成していく。	健康増進のためには、食育の推進(食生活等の改善)は不可欠なことのできないものである。今後も活動支援をしていく。
81	保健センター維持管理事業	健康福祉課	施設点検と修繕、施設管理業務委託、消防訓練などを実施する。	利用者が安全かつ快適に施設を利用できるようにセンターの管理や設備の充実を図る。	目標程度	施設内の事故を未然に防ぐとともに施設設備の故障については素早い対応で修理し来所者には快適に施設を利用してもらえよう努めた。屋根改修、外壁補修、調理室の壁のクロス張替え工事を実施した。	特になし	保健センターは昭和61年竣工現在31年目であり汚れや傷みも出てきており補修工事が必要	このまま継続	利用者が安全で快適に施設を利用できるようにセンターの管理に努める。	保健センターは昭和61年竣工現在31年目であり汚れや傷みも出てきており補修工事の予算化が必要
82	健康づくり意識啓発事業	健康福祉課	町事業の企画、実施と各自主団体活動を支援する。また、意識調査を実施し各種事業に反映する。	町民が自発的かつ健康づくりの意識を高めとりくむために場所の提供を行う。	目標未達成	歩け歩け大会は県内で実施、参加者数は、年々減少傾向である。平成27年度より健康まつりは産業祭と同時に町民のまつりとして開催する。会場・開催時間の変更により内容を縮小して実施、参加者数も減少している。	歩け歩け大会については、事業の見直しの意見がある。健康まつりは、骨密度測定の要望が多かった。	歩け歩け大会については、参加者の減少に伴い検討が必要である。健康まつりは、骨密度測定待ち時間の調整が必要である。	改善して継続	H29年度は、歩け歩け大会は、名称を健康ウォークに変更し県内を予定、コースを距離の長短により2コース選定し実施する。年々参加者数が減少していることより、他の事業との統合を考えた。今後は、運動習慣の定着を推進するため、健康ポイント制度事業と関係性をもたせ、身近な場所でのウォーキングの推進をする。健康まつりについては、骨密度測定、体組成計測定を実施、次年度も継続する。	歩け歩け大会については、終了し他の事業との統合する。健康まつりは継続して実施する。
83	子ども・妊産婦医療費助成事業	健康福祉課	医療費助成申請があった者に対し、医療費(保険診療分の自己負担分)のうち、1レセプトあたり500円を控除した額を助成する。所得制限なし。未就学児は現物給付(500円自己負担なし)	医療費の支出を公費で負担することにより、疾病の早期発見と治療を促進する。出産・育児にともなう経済的負担の軽減を図る。	目標程度	医療費申請方法をひとり親医療費と併せて広報、お知らせ版等で周知し、未提出者に申請を呼びかけた。また、各申請時に振込口座、保険証等の確認を徹底した。助成処理中、振込先の確認と正確な入力を徹底した。	現物給付対象者(現在:0歳~未就学児)の年齢引き上げの要望あり(近隣市町で益子町と同内容の助成となっているのが茂木町のみ)受給対象者(中学生まで)を高校生まで拡大の要望あり	子ども医療費助成制度について、県制度では対象年齢は小学生までで、未就学児までは現物給付、小学生は償還払いだが、市町単独で助成範囲を拡大または現物給付年齢を拡大している市町が増えている。	このまま継続	変更に来た方に関して、資格者、保険証、口座等、変更が他にも及ばないか確認する。また、現在、紙媒体・PCで来所予定者を整理しているが、入力漏れが無いよう徹底していく。現物給付年齢の引き上げをする方向で検討する。また自己負担500円についても廃止している市町が増えているため、現物年齢引き上げ時に廃止する方向であわせて検討していく。	特になし
84	出産準備手当・不妊治療費助成事業	健康福祉課	出産準備手当:胎児1人につき3万円を支給する。 不妊治療費助成:不妊治療に要した費用の1/2以内(限度額15万円、4年度まで)を補助する。 なお、どちらも所得制限なく、町税滞納者は不支給。	妊婦や、不妊治療を受ける夫婦の妊娠や出産に伴う経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てる環境を整える。	目標程度	引き続き住民意識への定着を図るため、母子手帳交付時の説明やお知らせ版等での周知を徹底する。出産準備手当に関しては、母子手帳に申請時期を記載した付箋を貼付け、電話連絡を廃止することで事務の改善につながっている。不妊治療についても期限までに申請するよう呼びかける内容で3月のお知らせ版に掲載した。不妊治療に関し助成内容の検討を行った。県内市町の内容と比較、申請者への聞き取り実施し、限度額の引き上げを行うこととした。	特になし	出産準備手当について、現在産前を支給となっているが、出産祝い金のように産後の支給とすべきか内容の検討。支給後すぐ転出してしまおう方が一定数いるため、産後も住み続けていただけたら検討が必要と考える。	改善して継続	引き続き事務の軽減化に繋がるものを念頭に置きながら正確・迅速に事務を遂行する。 不妊治療助成限度額を15万円から20万円に変更する(H30.4より) 近隣市町の動向に注意しながら随時内容等について検討する。	特になし

85	母子保健事業	健康福祉課	乳幼児健診・歯科検診・フッ素塗布、両親学級、育児相談・サロン・サークル、乳児全戸訪問事業、思春期保健対策事業、ことばの教室、発達障害児早期発見事業、離乳食教室、栄養相談・教室、妊婦健康診査(検査費助成)	母子の健康の保持増進、疾病の早期発見・予防を図り、安心して子育てのできる環境を整備する。	目標程度	<成果指標> ・平成26度から全乳幼児健診対象者に対する個別通知を開始。受診・実施率の維持が図れた。通知の導入により未受診者への介入が容易になった。 ・全戸訪問事業は、訪問未実施の家庭があるが、電話や育児サロン等で全数把握している。	特になし	・健診未受診家庭及び乳幼児全戸訪問事業の訪問拒否者への対応をできる限り早期に実施し、健やかな成長発達を支援し、虐待防止に努める。 ・支援者の資質向上のためのスキルアップに努める。	改善して継続	児童福祉法及び母子保健法の改正に伴い、虐待予防対策の強化、及び妊娠からの切れ目のない母子保健サービスの充実を図るため子育て世代包括支援センターを開設。妊娠、出産、子育てが安心して行えるよう支援体制の強化を図る。要支援家庭に対する継続支援が実施できるシステム構築。	子育て世代包括支援センター開設を実施。母子が健やかに生活できるよう、妊娠、出産、育児と切れ目のない母子保健サービスの提供を図る。
86	健康増進支援事業	健康福祉課	住民の疾病予防と早期発見、健康意識の向上による健康の保持増進を目的とし、がん検診・歯周病検診・骨密度検診・肝炎ウイルス検診を実施する。保健指導・栄養指導を実施する。	住民が検診を受診することにより、疾病の早期発見・早期治療を行えるようにする。また、受診者各自の健康意識を高めることを目指す。	目標程度	受診者数は横ばいを推移している。受診率の子宮頸がんや大腸がんの大幅減の理由としては、対象者数の算出基準が平成28年度から変更があったためであり、変更前の算出方法に換算すると、子宮頸がん25.7%、大腸がん38.4%であった。近年の高齢化や人口減に鑑みると、受診水準の維持が図れている。引き続き、未受診者への受診勧奨として、即日電話や手紙など手法を変え、勧奨を強化させていく。	検診体制の充実。精度管理強化。利便性の向上。	新規および経年受診者のさらなる確保	このまま継続	働き世代(19~39歳)の受診者数確保として、受診機会がこれまでの3回から17回と増し、受診者の利便性の向上を図る。さらに受診率向上対策として、H27に実施した特定健診受診向上策として、キャンサーキャン(意識レベルに応じた勧奨資料を利用した勧奨)を再度実施予定であり、併せてがん受診率向上に努める。乳がん・子宮がんの無料クーポン対象者への勧奨を含め、引き続き受診勧奨を強化していく。	検診の受診率向上、継続受診及び未受診者勧奨のためPRを工夫する。
87	高齢者対策事業	高齢者支援課	老人ホーム入所措置、敬老のつどいの開催、いきいきクラブ・シルバー人材センターへの補助、敬老祝金の支給、緊急通報システムの運用、寝たきり老人介護手当の支給、生きたい在宅生活支援事業の委託、手押し車購入費助成等	高齢者が生きがいや誇りを持ち、楽しく安心して暮らができるようにする。	目標程度	敬老のつどいは、有名演歌歌手による歌謡ショーを開催し、昨年同様の参加者数となり好評であった。いきいきクラブについて、町民のつどい時にポスター発表及びチラシによるPRを実施。より多くの町民にいきいきクラブの内容を周知することができた。近年いきいきクラブの会員数が増加している町へ社協とともに視察し、取り組み状況を確認した。	視察の状況はどうか。 いきいきクラブの取り組みを町民のつどいで発表してもらうのはいかがか。	いきいきクラブについて今年度は2クラブが解散したが、2クラブが結成し会員数が増加となった。今後の会員数の確保が問題となっている。	改善して継続	いきいきクラブの抱える問題と課題が整理され、自治会長会議での協力依頼も行った。この結果を聴取し、問題課題の解決に向けて、社協と協力しながら取り組んでいく。この問題は自治会や地域で解決していくことが必要で、クラブ単独の問題ではないことから、自治会を担当する課のほか、関係する課との調整も図りながら研修等を検討する。	前年度の事業内容に改善を加えて実施していく。
88	地域包括支援センター事業	高齢者支援課	介護予防ケアマネジメント、包括的支援業務、高齢者権利擁護・虐待防止等、高齢者総合相談業務	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる。	目標程度	総合相談業務について、包括支援センター内で毎日打合せを行うことにより、個々の相談内容を全員が把握し、各職種の知識を生かしたきめ細かな支援を早期に行うことができた。また、後方支援の一環として、定期的に介護支援専門員連絡会を開催し、情報交換・資質の向上を図った。		高齢化や社会の変化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が年々増加している。生活支援、相談、困難事例、虐待や権利擁護に関するケースが今後ますます増加すると予想される。また、介護予防ケアマネジメント等の件数も増加しており、外部の事業所がどこまで受託してくれるかが問題となっている。	改善して継続	対応困難な事例に関しては、地域ケア会議を実施し多職種連携をしていく。また、地域包括支援センターの運営が安定して持続できるよう、その仕組みについても検討に入っていく。	前年の事業結果を踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるよう事業の取組みを進めていく。
89	介護予防事業	高齢者支援課	ふれあいサロン推進事業、介護予防教室	高齢者が要介護状態等になることを未然に防止し、地域において自立した日常生活を営むことができるようにする。	目標程度	高齢者サロン開設に関する打合せ・相談を行い、新たに2か所のサロンができた。安定したサロン運営ができるよう運営費の補助や随時相談・支援を実施した。	ふれあいサロンは今後も各地域に増設、また介護支援等の充実も強化された。	高齢者の自主教室やサロンの運営については定期的な支援が必要。	このまま継続	高齢者サロンの運営が安定するよう支援助していく。介護予防を進めていくにあたり、ボランティアを育成・支援していくとともに、予防事業参加者が増えるよう周知していく。自治会長やいきいきクラブの会長と連携を図り、サロン設置が必要な箇所を見い出し、設置を推進する。	前年の事業結果を踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるよう支援する。
90	介護保険料の賦課徴収事務事業	高齢者支援課	介護保険法第129条に基づき、第1号被保険者に対し、介護保険料の適正なる賦課を行い、徴収する。	介護保険第1号被保険者による、保険料の完納を図る。	目標程度	賦課額は、見込み額よりも高い結果となった。収納額は目標を達成し、前年度実績を上回った。収納率低下を防ぐため、督促状のほか催告書を送付、平成29年5月と平成30年2月には臨戸訪問を実施し、納付誓約に結びつけた。また、未納の方と定期的に徴収のために訪問している方については、適宜、電話連絡を行った。また、未納の方と定期的に徴収のために訪問している方については、適宜、電話連絡を行った。	特になし	相続された保険料の回収方法について今後検討を要する。	改善して継続	滞納状態が続いた場合のペナルティ、納付している方との均衡、社会保障の仕組みをしっかりと伝え、不都合が生じないように交渉を続け、納付へと結びつける。また、税務課や住民課に連携する未納者を高齢者支援課に誘導できるよう、TASKでの情報共有、年度内に被保険者となる方に対する口座振替依頼書を送付するなどして、引き続き未納の発生防止に努めていく。	前年度の実績を参考に継続。
91	介護保険被保険者資格管理事務事業	高齢者支援課	被保険者証の交付若しくは回収を行う。被保険者管理台帳の作成若しくは修正を行う。	町民が適切な介護保険を受給できるように、被保険者の適正な管理を行う。	目標程度	概ね予定通りの管理ができた。保険証の回収や被保険者管理台帳の整理も適正にできている。	特になし	特になし	このまま継続	H29年度と同じ方針で取り組んでいる。	前年度の実績を参考に継続。

92	給付管理事業	高齢者支援課	介護サービス費の現物支払い分については、国保連合会を通じ、各事業者に支払いを行い、償還払いについては、利用者に直接支払いを行う。 また、給付通知書を送ることにより、サービスの適正な利用を図る。	要介護(要支援)認定者が、介護サービスを通じたように給付費を管理していく。	目標程度	給付適正化の観点から、住宅改修事前申請の段階での現場確認を強化した。また、国保連合会から提供される給付データを参考に、疑わしいサービス提供内容については事業所に問い合わせをするなどし、過誤申し立てにつながった。事業所への立ち入り調査を実施し、サービスの提供体制の不備による介護給付費の返還に至った。	特になし	H30の報酬改定や制度改正に伴い、被保険者やサービス事業者からの問い合わせが多くなると予想される。職員の制度に対する理解が求められる。第三者行為に関する報告義務が法整備されたことに伴い、これについても早急に対応するためのまめを行う必要がある。	このまま継続	H29年度の問題、課題を踏まえ、事業実施内容を引き継いで行っている。介護給付の適正化を強化し、不当な請求による給付費の増加を防ぐ。介護報酬改定や制度改正について、被保険者やサービス事業者に説明、周知できるよう努める。	前年度の実績を参考に、介護保険制度の適正な運営を行うため、課内の連携を強化していく。
93	地域密着型サービス事業	高齢者支援課	推進会議での議題をもとに、利用者に対するサービスの向上に関するアドバイスや高齢者総合福祉計画に位置付けられた介護施設の整備を行う。	地域密着型介護事業所が適正な運営ができるよう、また高齢者総合福祉計画の介護施設等の整備を行う。	目標程度	活動指標は概ね、成果指標は達成できた。	特になし	地域密着型事業所の推進会議における問題点や課題、利用状況の透明性などについては定着しているが、利用者と地域との交流という密着型の主題が解決できない。これは、地域においても要支援・要介護状態になる方が増えたため、新たな人との交流の方法を見出すことが必要である。また、「高齢者が住み慣れたところで自分らしく生活していく」という地域密着型の考えを実現していくことが課題。	このまま継続	地域密着型通所介護事業所については、2箇所について実地指導を実施する。H29の問題・課題解決に向けた検討を事業所の特色を活かしながら、推進会議で考えていく。事業所としてのコンプライアンス遵守、リスクマネジメントについても内容に含めていく。	制度の改正が繰り返し行われている現状を踏まえ、定期的な実地指導ができる体制を構築していく。
94	要介護認定事務事業	高齢者支援課	サービス受給のための申請の受付、調査、主治医意見書の取得、認定審査資料の作成、審査会の会議録の作成、審査結果の通知を行う。	介護を必要とする被保険者が、サービスを受けられるようにする。	目標程度	活動指標は概ね目標程度、成果指標は目標値が達成できた。認定審査会での審査件数についても、当該者や医師の事由によるもの他は、規定の日数内で処理ができていく。より早く審査結果を出せるよう審査件数の割り振りなどを行い迅速化に努めた。	特になし	今後、町の調査員の定年退職等も視野に入れ、外部調査員への委託について人数を増やしていく必要がある。また、入院中の被保険者が状態が安定する前に申請を行うケースが増えたり、規定の期間で認定結果を出すことが難しくなってきた。	改善して継続	H29年度の事業を継続して実施しつつ、退院時からの介護サービスがスムーズにあてられるよう、医療介護連携推進事業において、介護認定申請の適切な時期などについても連携がとれるよう努めていく。	前年度の実績を踏まえて継続。
95	道の駅事業	農政課	指定管理者である第三セクター株式会社カンパニーが、通年にわたり施設の管理運営を行う。	道の駅まじこを運営するため、指定管理者制度を導入し、施設を運営するための支援を行う。	目標以上	道の駅は、売上高・来場者数共に順調に推移している。近隣市町をはじめ、地域住民から出荷希望や施設利用が多くあった。道の駅出荷者(農産品)を対象にアンケート調査を実施。議会からの一般質問6件、その他全員協議会・委員会において随時状況説明を行なった。	施設利用者から施設に関する意見・要望が複数あった。近隣市町をはじめ、地域住民から出荷希望や施設利用が多くあった。道の駅出荷者(農産品)を対象にアンケート調査を実施。議会からの一般質問6件、その他全員協議会・委員会において随時状況説明を行なった。	当該事業に関しては、新しまこ未来計画に掲げられる施策と複数かつ密接に関連することから、施設管理者や各施策との十分な調整と円滑な事業の実行により、施設経営の早期安定化を図る。	このまま継続	道の駅の利便性を高めるとともに、施設利用者に対してより良いサービスを提供することで、道の駅の設置目的を効果的な達成と顧客満足の上を図るため施設設置者として支援を行う。	平成31年度は施設の管理運営に係る基本協定の見直し時期となることから、管理期間や業務の内容、費用負担等について施設管理者と協議、調整の上見直しを図るとともに施設の継続的かつ安定的な運営を行う。
96	担い手総合支援事業	農政課	認定農業者、集落営農、営農集団、農業の後継者に対する研修会の実施、補助金、定期的な相談会の実施等を行う。また、地域農業の現状を把握するとともに、人・農地プランの充実を図る。	地域農業の中心となる担い手の営農活動を支援することで、地域農業及び集落の活性化を図る。	目標程度	認定農業者の相談会については新規者のみとされたため、相談会への参加者数については減少している。研修会については、昨年に引き続き、各農業団体と連携することで広く参加者を募ることができ、懇親を深めるなど充実した研修会を開催することができた。	担い手に対しての補助事業等の支援策。	農業担い手の高齢化及び後継者不足。耕作放棄地の増加。	このまま継続	集落営農の組織化、法人化の助言、支援を関係機関(JA、農業振興事務所等)との連携を強化しながら行う。小泉地区の営農組織が設立され、畑地帯総合整備事業に係る労働量が増加する見込み。	関係機関と連携し、農業経営の安定化に向けて支援を行う。
97	水田農業対策事業	農政課	地域水田農業の将来方向を明らかにするとともに、経営所得安定対策の円滑な事務を行う。	農業者の農業意欲を向上させ、経営の安定を図る。	目標程度	米の需給調整は、配分量(面積)の減ってはいるが、飼料用米をはじめとする転作作物の作付の増加により達成することができた。経営所得安定対策については、担い手への農地集積は進んでいるものの、不作付の担い手が増えている等の影響により、加入率の増加に繋がらなかった。	国の農業施策等の情報不足。担い手への機械等の補助事業等の支援不足。	平成30年産米からの生産調が整えられなくなり、米価下落が危惧される。県として参考値が示されたが、参考値達成者に対する交付金等はなく、強制力もないため、今後の県、町としての生産調整が不透明。	改善して継続	経営所得安定対策の加入を推進し、農業者の経営安定を図る。農業経営の組織化等を推進し、コスト低減を図る。	米価動向に対応するため、安定的な収益が得られる作物を模索するとともに、水田農業の効率的利用に努める。

98	農業振興地域整備促進事業	農政課	4ヶ月に1回の協議会の開催並びに農業振興地域整備計画の見直しを行う。また、優良農地を確保していくため、耕作放棄地解消に向けた支援を行う。	農用地の確保及び適正利用の保持を図る。	目標程度	当該年度は、7件の申請受付があったほか、相談は数件あり、農振除外の適否について、法令に基づき適宜事務処理を行った。	耕作放棄地の拡大。	耕作放棄地の解消、再生を担う農業担い手の育成確保が急務である。	このまま継続	農業振興地域制度については、法律により規定されている事務であり、手続き等の簡素化はできない。特に、農振除外の申出に際しては、優良農地確保の観点から、県や農業委員会と十分な連絡調整を図る必要がある。	県や農業委員会と十分な調整を図りながら、優良農地の確保及び耕作放棄地の解消に努める。
99	農畜産の振興事業	農政課	畜産農家に対する家畜防疫衛生対策、環境汚染の防止、先進地視察研修会、町民まつりへの参加	地域畜産農家の営農活動を支援することで、安定経営を図り、畜産物の安全・安心を確保する	目標程度	酪農、肉用牛、養豚部会主催による研修会の開催については、先進地への視察を行うことにより、畜産経営における知識や理解を深めることができ、今後の畜産経営に参考となった。	家畜防疫衛生対策・環境汚染の防止。	地域畜産農家の高齢化・後継者不足・環境問題(悪臭・水質汚濁)	このまま継続	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関(JA・農業振興事務所・家畜保健所等)との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。また、栃木県食肉センターが、平成32年度の開業に向け着工中。	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関(JA・農業振興事務所・家畜保健所等)との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。
100	土地改良区支援事業	農政課	益子町土地改良区及び芳賀台地土地改良区へ支援助言をして運営補助金の交付をする。	土地改良区の運営を支援することにより、農家組合員の負担の軽減を図る。	目標程度	土地改良区の運営を支援助言することにより、運営事務手続きが改善されたが、なお引き続き事務の改善に努める。	農家の賦課金の効率的な運用 益子町土地改良区の健全な運営	電気料の高騰や施設の老朽化による維持管理費等の増大により、改良区の財政運営が圧迫されている。	このまま継続	小泉・本沼地区土地改良区がH30から採択となり、益子町土地改良区への補助金を増額する。また、引き続き、益子町土地改良区及び芳賀台地土地改良区の健全な運営確保のために全般的な支援を行う。	小泉・本沼地区土地改良区事業がH30から始まるため、今後も引き続き効率的な運営が図れるよう支援する。
101	土地改良区事業計画実施事業	農政課	農業農村整備事業計画を作成し、国庫補助等を活用しながら事業の実施をする。	農業農村整備事業計画を進行管理し農業生産基盤を向上させる。	目標程度	県事業主体の経営体育成基盤整備事業(益子西部)や、益子町土地改良区事業主体の土地改良施設維持管理適正化事業等農業農村整備事業計画を進行管理し農業生産基盤を向上させることができた。また、畑地帯総合整備事業(小泉・本沼)では、地区推進協議会を開催し、事業採択に向け計画の作成等を行った。	ため池等整備に向けた町としての取組。畑地帯総合整備事業実施にあたっての地元費用負担。	老朽化、破損した農業施設の確認を行い、計画的な補修が必要である。	このまま継続	県事業主体の経営体育成基盤整備事業(益子西部)及び畑地帯総合整備事業(小泉・本沼)、益子町土地改良区事業主体の土地改良施設維持管理適正化事業等農業農村整備事業計画実施に向けて、農家の合意形成のための支援及び関係機関との連絡調整を図る。また、土地改良事業の要望がある、里西地区、里の宮地区、西明寺地区の説明会等支援を行う。	農業農村整備事業計画を実施するにあたって、農家の合意形成のための支援及び関係機関との連絡調整を図る。
102	多面的機能支払交付金事業	農政課	多面的機能支払交付金事業の活動組織への支援と助言。	多面的機能支払交付金(25年度までは農地・水保全管理支払交付金)事業の適正な執行。	目標以上	19組織が、地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全活動の取組を適正に行った。平成26年8月には推進協議会を設置し、職員を雇用や研修会を開催するなど、活動組織への支援の充実に努めた。	活動組織の事務の簡素化	活動組織での申請書、報告書作成などが多くなっている。	このまま継続	資源向上(長寿命化)交付金が平成30年度から再開されるため支援を行う。また、引き続き、各活動組織に対し、丁寧な指導助言を行い、事業が円滑に実施されるよう努める。	本事業が平成27年度から法整備されたことにより、更なる効果的な事業となるように努める。
103	青色申告会支援事業	農政課	簿記研修会、指導会、申告受付等を行う。	各農家が簿記帳を通じ、経営内容の正確な把握、経営の合理化、節税をできるようにする。	目標程度	指導員向けの県・郡の研修には全て参加でき良好。会員向けの指導会では、参加者が減少傾向にあるので全員が参加できるように日程調整など工夫が必要である。今回から税務署からの確定申告書等の書類が会員の方に送付されなくなったため、会員分の書類を用意し、農業委員会窓口や指導会会場において配布した。	特になし	農協でもパソコン簿記の指導会を行っていることから、関係機関との連携が必要である。また、指導会未参加の人に対して、引き続き参加を呼び掛ける。	このまま継続	郡・県の指導会に積極的に参加し、指導員の資質向上を図る。また、会員のニーズにあった運営を目指す。	多様化していく申告内容に対応できるよう、研修会指導会に積極的に参加をする。会員増加を目指す。
104	農業者年金事業	農政課	保険料の国庫補助対象となる、認定農業者および40歳以下の農業者に対して重点的に加入促進を図る。	国民年金に加えた農業者の老後の備えとするため、税制上等でメリットの多い終身年金である農業者年金の加入を推進する。	目標程度	農業委員の努力、JAはが野との連携により目標程度の成果を上げた。	特になし	加入対象者の減少	このまま継続	農業委員を対象とした年金制度の研修を行い、加入推進を図る。また、JAはが野とのさらなる連携を図り、加入推進、広報活動を行う。	農業委員を対象とした年金制度の研修を行い、加入推進を図る。また、JAはが野とのさらなる連携を図り、加入推進、広報活動を行う。
105	農地法に基づく申請支援事業	農政課	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進達を行う。	申請者に対し、記入方法や必要書類を説明し、申請が滞りなくできるようにする。	目標程度	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進達を行なった。	特になし	特になし	このまま継続	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。
106	台帳整理事業	農政課	農地台帳の管理、税務課税台帳との突合を行う。証明書等の交付を行う。転用、所有権移転等の台帳処理を管理する。	益子町の農地に関し、所在、面積、所有者等の情報を適切に管理するとともに、即時に照合、証明ができる環境を確保する。	目標程度	農地台帳の管理、税務課税台帳との突合、証明書等の交付、転用・所有権移転等の台帳処理を行った。	特になし	特になし	このまま継続	農地台帳の公開が義務づけられていることから、正確な管理に勤める。	農地台帳の公開が義務づけられているため、正確な管理に努める。

107	農地の利用状況調査及び指導事業	農政課	年1回、農地の利用状況調査を行い、利用状況の低い農地所有者に対し、農業上の利用の促進を図るため指導等を行う。	農地の利用状況調査及び指導等を行うことにより、農地の遊休化を防ぎ、農地の利用増進を図る。	目標未達成	農地の利用状況調査の結果に基づき、利用意向調査を実施した。地域農業者の協力を得て、耕作放棄地2ほ場で解消が図れた。	特になし	耕作放棄地については、山間部や解消しても耕作に不向きなところがあり、山林化している箇所については非農地化に向けて進めていく必要がある。	改善して継続	自発的解消がされるよう啓蒙活動を実施する。 耕作放棄地を解消できるよう引き続き、あっせん活動を実施していく。	自発的解消がされるよう啓蒙活動を実施する。
108	農業委員会運営支援事業	農政課	法令業務(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法等に基づく業務)、農業振興業務(農地バトロール、農地の利用集積等)、意見の公表建議、答申等を行う。	優良農地を確保し、有効利用及び担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興に努め、農業者の生活・地位の向上を図る。	目標程度	優良農地の確保や担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興に努めた。	特になし	太陽光発電施設への農地転用が可能かの問い合わせが多く、又、農地中間管理機構の事業により農地集積化の事務量の増加が見込まれる。	このまま継続	的確な運営支援を行うことにより、総会をスムーズに執り行うとともに、農地集積に取り組み担い手を支援する。	的確な運営支援を行うことにより、総会をスムーズに執り行う。
109	タウンプロモーション事業	観光商工課	各種イベントへの出展や、紙媒体及びSNS等を活用した情報発信により広く益子町の魅力を発信し誘客促進を図る。おもてなしセミナーの受講や店舗のクレジット化・免税店化の取組促進。	国内外観光客の入込数を増やす。おもてなしの精神から接客対応の充実。	目標程度	昨年と同様に各協議会において実施した、首都圏でのイベント、PR事業への参加。また、益子単独で行った海外プロモーション、国内のイベント・観光PR。県、県東地域、笠間市、米沢市等との連携・交流で行ったイベント等、それぞれに、効果的なPRに手応えを感じることが出来た。観光客数については、前年と比較して、道の駅まじこの通年での入込数が主な増の要因であると考えられる。観光「おもてなし」振興補助金制度も広く周知されてきており制度活用により、円滑なおもてなしイベントの実施に繋がった。地方創生の交付金を活用した多言語マップ、プロモーションビデオ、モニター等により海外への効果的な情報発信に繋り、外国人宿泊者数が増えた。	特になし	町内、町外での各種イベント開催時の効果的な情報発信方法(SNS等)が課題である。 また、随器市期間中における仮設トイレや金融機関情報(カード決済等)が課題である。	このまま継続	とちまるショップでの観光PRについては、休日の出展とし効果的なPRを行う。26年度から始まった、観光「おもてなし」振興補助金制度の活用を促進し、地域のおもてなし力の向上を図るとともに、点在する豊富な観光資源のネットワーク化、周遊ルートの設定(カフェマップやサイクリングマップ等の活用)に向けた取り組みを行う。 また、観光の基幹産業化をめざし、潜在型観光地の拠点整備事業及び益子焼の販路拡大事業、インバウンド誘客事業に取り組み。なお、事業費は平成館のオープンに向けた整備で増加している。	関係各課と連携を図り、2020年のオンライン向け観光客が楽しくて回遊できる環境作りのための案内板の設置や、周遊ルートの検討、また魅力的な情報発信を行う。 また、国内外でのプロモーション事業や販路拡大事業、インバウンド誘客事業を継続的に取り組む。
110	フォレスト益子活用事業	観光商工課	フォレスト益子及び天体観測施設と益子の森の管理運営、を行う。	国内外観光客の入込数を増やす。おもてなしの精神から接客対応の充実。	目標程度	フォレスト益子全体の利用者は、前年並みで推移しており、さらなるPR活動に努める。天体観測については、雨天による中止日があったため、予約のキャンセルがあったが目標人数を上回る参加者数となった。お客様アンケートの結果を見ると、宿泊施設の設備等についての苦情はあったものの、宿泊・天体観測施設ともに、対応や内容については高い満足度を感じていただいている。	小中学生等子供連れの施設(天体観測施設)活用の活性化を求める。 フォレスト益子の活用についてのPRの充実を図ってほしい。	展示室については、町の地形や環境について興味を持って立ち寄っていただけるような、四季折々変化のある展示、町内のイベント等とリンクした内容の展示等をするなどの工夫が必要。宿泊・天体観測・食事をセットにしたプランの提案など連携した取り組みが求められる。	このまま継続	宿泊施設、レストランとの連携を密にして、三位一体となって施設全体のサービス向上と利用者の増加を図る。	継続して施設全体の利便性の向上と魅力アップを図り、利用者の増加・リピーターの創出に努める。
111	消費生活対策事業	観光商工課	芳賀地区消費生活センターでの消費生活相談と多重債務相談。広報での啓発活動。消費生活研究会員や相談員による出前講座の開催。	消費者被害の未然防止と被害者救済のための支援をする。	目標程度	後期高齢者に対する町からの通知に、消費生活センターに関する広報チラシを同封した。架空請求のハガキやメールの相談が増加したため、「注意喚起情報」としてチラシを作成し、配布周知した。出前講座による啓発活動を積極的に行うほか、出張相談会を実施した。	特になし	架空請求被害が増加しているため、被害者にならないための広報活動が必要。弁護士への引継ぎ案件は増加しており、消費者問題が複雑な多様化している。	改善して継続	消費者問題を未然に防ぐため、啓発活動に力を入れていく。また出前講座などで消費生活センターのPRをするほか、広報等を活用し消費生活関係の啓発活動を進めていく。	広報等を活用し消費生活関係の啓発活動を進めていく。
112	商工業振興事業	観光商工課	企業等の誘致促進、新規事業の創出や空き店舗解消のため、町内で起業する方に対して事業費を補助する。融資制度による保証料や利子補給の補助をすることにより商工業の健全な経営を図る。	町内起業希望者、町内商工業者に対し支援をすることにより産業の振興を図る。	目標程度	企業誘致については、現在休止中の事業所への問合せがあるが、29年度は実績につながらなかった。起業支援補助金については11件の問合せがあった。そのうち7件が申請し、補助金交付開始後の起業者は延べ21人になった。融資については、補助率・限度額の見直しを行った。	町内で起業したい方のうち、空き店舗情報を求める方がいる。 融資額の限度額及び期間の拡大を希望する方がいる。	企業誘致については適地が少ない事もあり、新たに町外から企業等が進出してくるのには難しい状況であるため、スモールビジネスを支援するとともに、起業者に対しては商工会等での経営指導を促し、健全な経営が継続できるようにしていく必要がある。 融資制度による町予算の増加	改善して継続	起業支援補助金受給者の中には、経営状態が厳しい方もいるため、雇用を生み出せるような事業所に育てる。具体的には、商工会や県産業振興センターが開催する経営に関する講座を受講し、事業主として必要な知識を習得した方に、より多くの支援ができるような補助金交付要綱の改正を行う。 企業誘致については、該当企業が見込まれるため、審査会を開催する。 融資については、利率・期間・限度額等の見直しを検討する。	30年度までの取組を検証しつつ、必要に応じ見直しをしながら、さらに発展させ雇用確保に取り組んでいく。

113	伝統工芸産業支援事業	観光商工課	益子焼関係団体振興協議会、益子焼協同組合、益子焼販売店協同組合に、PRや販路拡張のための補助金を交付するほか、益子芳星高校の益子焼作陶活動を支援する。また、益子焼を業とする者、独立しようとする者に行った貸付金を回収する。	町の伝統産業である益子焼を活性化するため、関係団体を支援する。 益子焼を業とする者、独立しようとする者が作陶活動を円滑に進められるように基金より貸付けたものを返済計画どおりに回収する。	目標程度	益子焼関係団体振興協議会等において、日本や海外においてPR・販路拡張のための活動を展開している。 25年度をもって補助貸付制度が終了となり26年度より返済金交付業務のみとなり、大塚実氏に経過報告している。 益子焼の普及使いを推進するため、「益子焼使おう条例」を制定した。	補助貸付制度利用の要望が年に数件ある。	PR活動等が、販路拡張ほどの程度結びついているかの検証が不足している。 貸付金の返済が遅れ気味の方が数名いる。 益子焼の普及使いを推進するための工夫が必要である。	改善して継続	限られた予算で効果的な運用が求められるため、事業内容を検討していく。 新たな対応への可能性に向けて大塚実基金の原資を返済計画どおりに増やしていく。 普及使いをPRするため、SNSフォトコンテンツを実施する。 原料の陶土確保のための資金を貸付するための審査会を開催する。	限られた予算で効果的な運用が求められるため、30年度の結果を踏まえ、事業内容を検討していく。 新たな対応への可能性に向けて大塚実基金の原資を返済計画どおりに増やしていく。
114	地域通貨事業	観光商工課	地域通貨の発行・販売・換金を行う。	地域通貨の流通を通して、町内における地域活動・ボランティア活動の推進を支援する。	目標未達成	地域でより活用してもらうため、個人や団体に購入できるようにした。 ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会へ地域通貨による寄付をできるようにした。 地域通貨の有効期限を3年間に延長し、利用しやすくした。	特になし	プレミアム商品券と同じ使用方法と思っている方が多いため、循環していない。	改善して継続	PR用幟を配布し利用店舗を周知するとともに、プレミアム商品券とは違って、個人間でのやりとりができるなど地域通貨自体の周知も引き続き行っていく。	平成30年度の結果を踏まえ、改善策を協議する。
115	就業支援・雇用創出事業	観光商工課	事業者・求職者・創業希望者のためのセミナーを開催し、雇用拡大・就職促進・雇用創出を図るため、セミナーや就職面接会を開催する。若年者の正規雇用拡大と地元への定着を支援するため、奨励金を交付する。	町内事業者の地域雇用を支援するとともに、求職者の地元就職者を増やす。	目標程度	求職者や起業希望者が就職するため、起業するために必要な知識を学ぶためのセミナーを開催した。 事業者が雇用拡大できるようなセミナーを開催した。 キャンセル待ちが20名を超えるセミナーもあり、好評である。	受講定員の増加	定員を超えるセミナーもある一方で、定員に満たないセミナーもあるため、ニーズに応じたセミナーの開催	改善して継続	商工会と連携し、受講者のニーズに合わせた講座内容の検討 合同就職面接会に参加する求職者が少ないため、周知方法の検討 32年度から交付申請開始になる雇用支援奨励金の制度の周知	30年度までの取組を検証しつつ、必要に応じ見直しをしながら、さらに発展させ就労支援・雇用確保に取り組んでいく。
116	益子町文化のまちづくり事業	観光商工課	益子町文化のまちづくり事業として、企画展を開催。交流館においては、海外作家の招聘をおこなう。	陶芸文化の担い手を輩出し、益子焼の飛躍に貢献する。	目標程度	益子陶芸美術館で企画展を年間4回開催。 益子国際工芸交流事業でイギリス1人、フランス1人を招聘する。 (公開制作・講演会・レクチャー・成果展を開催)	情報発信を強化し、ホームページで最新情報を随時アップしている。 (フェイスブック、ツイッターの活用)	益子陶芸美術館事業の企画は、良い作品、展示作家を紹介していくという基本姿勢で行いたい。 益子国際工芸交流事業は、招聘作家や公募作家に対する対応システムを構築していきたい。	このまま継続	2020年は東京オリンピック開催年と英国のリーチ工房創設100年ということを視野に入れ、それまでにメモリアルイヤーをアピールできる事業を考え取り組む。	2020年の東京オリンピック、英国のリーチ工房創設100年を視野に、文化・観光施設の役割を考えながら運営をしていく。
117	法定外公共物管理に関する事業	建設課	境界確認申請の際に道水路の幅員を確保する。 用途廃止申請についての処理を行う。 使用許可申請についての処理を行う。	法定外公共物を適正に管理する。	目標程度	境界確定資料電子化により事務作業の効率を図られた。	境界の確認や使用許可の申請等、ニーズは毎年一定数存在している。	法定外公共物の境界確認において、現地が公図や測量図等と一致しない場合があり、境界を確定するのに時間を要する場合がある。	このまま継続	境界の確認及び使用許可の発行を適正に持続する。	法定外公共物の適正な管理を行う。
118	道路及び河川の維持管理に関する事業	建設課	道路・河川の保全に関する計画の立案、維持補修工事の実施、道路の除雪の実施、自治会等で道路を補修するための砕石・コンクリートなどの支給を行う。	道路及び河川の維持管理を行い、町民が安全で利用しやすい状態を保つ。	目標程度	維持工事の一括発注方式を3地区、前期と後期の2回に分けて実施した。結果、速やかな補修ができ、さらに維持工事発注件数も大幅に減った。(6契約、115箇所) H26年度に実施した舗装点検の結果を基に町道3路線の舗装補修を実施した。 橋梁長寿命化に基づき1橋の橋梁補修を実施した。	舗装補修関係のニーズが特に多く、ほかに側溝清掃、法面補修などのニーズある。	維持工事を一括発注方式にして発注件数は減少したが、迅速に対応でき効率性が向上したので、今後も継続的に実施していきたい。	このまま継続	修繕箇所の優先順位の把握により、同コストでより適正な維持管理を行う。 また、橋梁についてはH25年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づいて継続的に補修を実施し、舗装につきましてもH26年度に実施した点検を基に継続して補修を実施する。 維持管理工事の一括発注方式を今後とも継続したい。 管理瑕疵に基づく事故の改善策につきましても、道路点検や維持管理工事の中で早期の対応を実施していきたい。	修繕箇所の優先順位を把握し、維持工事の一括発注方式も取り入れ実施していくことで、同コストでより適正な維持管理を行う。 橋梁については今までの事後保全型管理から予防保全型管理へ方向転換する。舗装についても計画に基づいた維持管理を実施する。
119	道路整備事業及び関連協議会事務に関する事業	建設課	道路新設改良に必要な測量設計、用地取得、工事を行う。また、道路関連協議会等に関する事務を行う。	幅員が狭小な道路や通行量が多い道路に対して、道路幅員の改良、歩道の設置を行うことで道路環境の改善や通行性の向上を図る。	目標以上	今年度は国からの交付金の付加がよく、目標以上の延長を改良することができた。	道路改良の要望だけではなく、歩行者、自転車のための道路整備のニーズが多くある。 新規道路改良路線について早期実施を希望するニーズが多くある。	道路は日常生活をするうえで、必要不可欠なものである。車社会になった現在、歩行者の安全性や良好な通行性の確保を求められる一方で現況の道路はそういったニーズを満たす状態に至っていない。 また、社会情勢等の変化により道路整備の要望も常に変化しているため、整備計画等をよく検討する必要があると考えられる。	このまま継続	全体の道路整備計画につきましては、「益子町道路整備指針」に基づき整備していく。 また、現在道路整備を進めている路線については、継続して事業を進めつつ、新規道路整備路線の着手に向け用地取得等に努める。 国からの交付金については、歩道設置など整備内容にあったメニューで要望していく。	引き続き幅員が狭小な道路や通行量が多い道路に対して、道路幅員の改良、歩道の設置を行うことで道路環境の改善や通行性の向上を図る。

120	都市計画企画調整事業	建設課	都市計画図閲覧、用途地域等証明書発行等窓口業務及び、都市計画審議会の実施、建築確認受付、屋外広告物許可申請等、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対し、耐震診断や建替改修費の一部を助成するもの、利子補給については、震災後住宅復旧にともなう、借入の利子分を補てんするもの。	都市計画事業を円滑に進めること。法の遵守による適正な建築等により、住民の安全で快適な生活を守る。益子町建築物耐震促進計画(二期計画)の住宅の耐震化率95%達成に向け、耐震診断や改修等費用の負担軽減を図るもの、住宅利子補給については、被災住宅早期復旧のための負担軽減制度。	目標程度	屋外広告物の申請受付、建築確認申請受付などの多種申請業務の実施。平成28年度の制度に加えて、耐震アドバイザーや耐震建替制度を導入したことにより、大幅に利用件数が増加した。	特になし。	窓口に関しては各種申請、相談に伴う専門的な知識の習得、耐震改修等の住民の防災意識の低さが問題であり、これからのようにして身近な問題として耐震に関する意識向上を図るかが今後の課題。	このまま継続	ランドスケープデザイン作成のため、関係者と連携しながら進めている。多様な申請に対応できるようにする。今後も耐震アドバイザー派遣事業を実施し、専門家から助言を受けることにより、耐震に関する意識向上を図る。	今後の都市計画業務拡大により、計画的な事務手続きを行っている。
121	都市計画建設事業	建設課	都市計画道路や都市施設の整備・維持を行う。また、必要に応じ、都市計画施設の決定や変更をするため、都市計画審議会にて審議を踏る。役場周辺地区土地区画整理事業化に向けての上級機関からの補助や都市計画決定の調整。	計画にもとづいた事業選定や、事業の見直しを適宜おこない、都市計画事業の円滑な運営を図る。土地区画整理事業の事業化	目標未達成	29年度は県都市計画課・都市整備課と「役場周辺地区土地区画整理事業」の導入を検討するための打ち合わせ会議を実施。土地区画整理法(事業認可)に関する事務を平成30年度から権限移譲することになった。平成29年10月25日「役場周辺地区土地区画整理事業」の地権者説明会を実施した。平成30年2月5日県都市整備課・都市計画課・真岡土木事務所と、益子公園通り益子公園線の道路整備について、打ち合わせ会議を実施。	地元関係者から都市計画道路益子公園通り線について、早期の整備要望あり。	益子公園線の道路整備部分の都市計画道路の廃止手続きが必要。「役場周辺地区土地区画整理事業」の導入を検討するうえで、地元地権者の理解・協力が得難い。「都市再生整備計画事業」「立地適正化計画事業」などの選定が困難。	このまま継続	関係機関の県都市整備課・都市計画課と調整を図りながら益子公園線の道路整備の実施。土地区画整理事業の勉強会を開催し、地権者、関係者の事業への理解を深めていく。	特になし
122	公共下水道整備事業	建設課	社会資本総合整備計画(H27～H31の5年計画)に基づき、住民の要望や財政計画等を検討し、計画的・効率的に費用対効果を前提に整備事業を進める。	住民が下水道を利用することにより、公共用水域の水質がきれいになり、衛生的で快適な生活を送ることができる。	目標程度	H26から埴地区の整備について工事着手し、H29は前倒して目標以上の施工を実施できた。H26まで整備完了した未接続世帯への個別訪問を実施し、接続啓発に努めた。	埴地区についての早期整備要望が強い。新たに供用開始した区域の接続促進。	埴地区について、より計画的に整備が進められるよう事業費の予算確保に努める。また、水洗化率の高い市町への視察、聞き取り等を通して、より専門的な知識を習得し、接続啓発に努める。	このまま継続	社会資本総合整備計画(H27～H31の5年計画)に基づき、住民の要望や財政計画を助成し、費用対効果を前提に計画的・効率的に事業を進める。具体的には、H26年度から整備を開始した埴地区について計画的に事業を進めていく。未接続世帯については積極的に訪問を実施し接続啓発に努める。新たに供用開始した区域についても、益子町管工事組合と連携・協力し接続啓発に努める。	H26年度から開始した埴地区の整備について引き続き計画的に事業を進めていく。未接続世帯については1回以上の個別訪問を実施し接続啓発に努める。また、新たに供用開始した区域については、益子町管工事組合と協力し接続啓発に努める。
123	公共下水道維持管理事業	建設課	下水道管路やマンホールポンプ施設の維持管理及び補修を行う。終末処理場の維持管理及び補修を行う。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び終末処理場を順調に稼働させて、下水道を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標程度	終末処理場の異常事態による停止状態は皆無。	特になし	供用開始をしてから28年が経過しているため、終末処理場・管路の老朽化による不明水の侵入等があるため、TVカメラ調査や長寿命化対策を行っている必要がある。	改善して継続	専門的知識を有する業者に委託している現状だが、情報処理装置の継続により維持管理費・委託費の人員費抑制に努める。施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に施設を修繕する。現地調査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を検討する。	維持管理費・委託費の人員費抑制に努め、ストックマネジメント計画により施設の該当箇所を修繕する。現地調査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を実施する。
124	公共下水道業務運営事業	建設課	受益者負担金の賦課徴収事務、下水道使用料の賦課徴収事務、滞納整理事務、下水道への早期接続のための啓蒙活動等を行う。	公共下水道事業を円滑に運営し、受益者負担金の賦課徴収及び下水道使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標程度	下水道使用料、受益者負担金の徴収率は前年度より低率となったが、現年度分及び滞納分の未納が増加しないよう戸別訪問し、電話による督促等徴収率の向上に努めた。	下水道使用料、受益者負担金の未収金の削減。	受益者負担金・下水道使用料の徴収率の低下	このまま継続	滞納世帯・未納世帯への戸別訪問を強化し、分納誓約などを取り付け、収納率の向上に努める。	滞納世帯・未納世帯への戸別訪問を強化し、分納誓約などを取り付け、収納率の向上に努める。
125	農業集落排水施設維持管理事業	建設課	下水道管路やマンホールポンプ施設の維持管理及び補修。農業集落排水処理施設の維持管理及び補修。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び処理場を順調に稼働させて、農業集落排水処理施設を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標程度	水処理施設の維持管理及び機械装置の交換や修繕、マンホール周りの舗装など必要に応じた補修の実施。	維持管理費等の経費削減。費用対効果を前提に事業を進める。	耐用年数経過による機器の修繕費の増大。不明水対策。	改善して継続	現地調査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を検討する。	費用対効果を前提に事業を進め、維持管理費等の経費削減を図る。計画的に既布設管渠の不明水対策を実施する。
126	農業集落排水運営事業	建設課	使用料の賦課徴収事務を円滑に実施するとともに滞納者については、個別訪問を実施し、使用料の滞納額減少に努める。	農業集落排水事業を円滑に運営し、農業集落排水への早期接続の啓発に努める。また、使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標程度	農業集落排水使用料の賦課件数については目標を上回ることができた。徴収率(見込み)も前年度並みの見込み。今後も戸別訪問を実施し、未納の減少に努める。	施設使用料の未収金の削減。	徴収率の低下、施設使用料収納率の低下。	このまま継続	滞納・未納世帯への戸別訪問を実施し、収納率の向上に努める。	滞納・未納世帯への戸別訪問を実施し、収納率の向上に努める。

127	浄化槽普及促進事業	建設課	循環型社会形成推進地域計画(H26～H30の5年計画)に基づき、浄化槽の計画的な整備を進めていく。 町補助金申請者に対し、適切な書類審査・現場確認検査を実施し補助金を交付する。	公共下水道及び農業集落排水の処理区域外の住民が浄化槽を設置することにより、公共用水域の水質を改善し、衛生的で快適な生活を持続させる。	目標未達成	国、県、町の浄化槽補助金分である82基のうち57基を助成した。電話やファクシミリでの対応や2回の広報誌掲載により、より多くの住民の方に合併処理浄化槽へ転換を周知した。	特になし	平成28年度は計画基数の57%、平成29年度は70%の申請であり、平成30年度は平成31年10月の消費増税に伴う駆け込み需要が想定される。	このまま継続	住民や業者に対しての補助金制度を周知する。(申請書類の配布、対象地域の場合積極的に制度を活用してもらうよう説明するなど。)補助で設置した浄化槽設置者に対しては、特に維持管理について指導強化に努める。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を周知していく。	住民や業者に対しての補助金制度を周知する。(申請書類の配布、対象地域の場合積極的に制度を活用してもらうよう説明するなど。)補助を受け設置した浄化槽設置者に対しては、特に維持管理について指導強化に努める。
128	地籍調査事業	建設課	一筆ごとの土地について調査を行い、所在、地番、地目、面積、筆界を明確にし、地籍図・地籍簿を作成する。地籍図・地籍簿を登記所に送付し、登記に反映させる。	土地の地籍及び境界を明確にすることにより、土地取引の円滑化、境界紛争の防止、災害復旧をはじめとした公共事業等の迅速化、課税の適正化等に寄与する。	目標程度	当初計画した新規地区の山本V地区、山本VI地区は基準点設置、一筆地調査、一筆地測量を予定通り実施済。2年目作業の間覧については、山本III地区及び山本IV地区ともに主要務を専門業者に委託し、付随業務の一部を町職員が担うことによりコストの低下に繋がった。また、H29年度(現行予算)事業費71,477千円のうちの39,258千円は、活動指標の基準点設置及び一筆地調査のH29計画/目標の5地区のうち3地区分であり、これらはH30年度に計画していた新規地区分の国庫補助金が急ぎH29年度に前倒しで確保できたためのものでありますが、これによりH30年度分事業が早期に着手することが可能となり、効率性の向上に繋がります。	実施時期の間合せや早期実施についての要望がしばしばある。	山林部分については、境界が分かる方が高齢化しており、できるだけ早期に実施することが望まれる。全地区完了するには、多大な費用と時間がかかる。 町の要望に対し、国・県の財源が十分に確保されるかは不透明である。	このまま継続	H29年度からの繰越予算により事業費は削減になるが、実際には新規地区を3地区(山本VII・VIII地区)行うため労働量は増加する。第6次国土調査事業10箇年計画(H22～31年度)に基づき実施しており、継続事業を2地区(山本V・VI地区)実施する。また、3年目の山本III・IV地区については、国の認証承認を受けた後法務局に登録する。	第6次国土調査事業10箇年計画では、新規地区2地区ずつ事業を実施して行く予定だが、財源が確保できれば実施地区を増大し、事業を加速して行くことが望ましい。また、国有林隣接地区については、事前に国の機関である森林管理署に境界検測を実施していたが必要になるため、計画的かつ継続的に実施して行くことが望ましい。
129	支出事務事業	会計課	法令等に従う適正な支払処理が行われているかの審査、正確で効率的な支出処理の執行。	適正な支払審査と、正確な支出。	目標程度	支払方法(口座振込・用紙振込・現金払等)全体の口座振込件数の割合を目標8割としているが、達成ならなかった。公金の安全・明瞭な支払方法として、口座振込を推奨するよう各課担当を通してすすめていく。口座番号再調査数(＝口座振込不能件数)は減少しており、成果はあがっている。再調査の結果、全件振込みされているため問題なしとする。	特になし	正確な口座情報の収集・入力に努める。 支払方法に関して、現金払から口座振込への推進(資金前渡払を除く)、公共料金等の用紙払の一括口座引落し処理の検討など、効率化に向けて取り組む。	このまま継続	正確な口座情報の収集・入力に努める。 支払方法に関して、現金払から口座振込への推進(資金前渡払を除く)、公共料金等の用紙払の一括口座引落し処理の検討など、効率化に向けて取り組む。	継続して実施する。
130	収入事務事業	会計課	町税等を正しく受領し収納する。収納された公金を会計・科目別に整理し、正確・迅速に出納管理をし日計を確定させる。	公金収納整理を行い、日計・月計・決算に結びつける。	目標程度	公金収納の手段として、窓口収納から口座・コンビニ収納に移行している傾向にあり、収納の利便性と事務の効率化が図られている。	特になし	町税等の収納において、正確性の確保を最優先し、窓口での町公金等の受領、日計整理事務を関係課と連携を図りながら円滑に進めていく。	このまま継続	町民の方への窓口対応をはじめ、各関係課との連携を図りながら、収納業務が円滑に進められるように努める。	継続して実施する。
131	決算等の検査事務	会計課	毎月、例月検査の準備を行う。また、出納閉鎖後3カ月以内に歳入・歳出額の照合・確認を行い、決算額の整理を行う。	議会の承認を得るために、当該年度の決算額の確定をおこなう。	目標程度	例月検査、決算審査にて審査を受け、監査委員から予算通り正確に収入・支出処理が行われているかの承認を受ける。監査を受けることで、事務処理の正確性を保つ事が出来る。	特になし	例月検査・決算審査にて監査委員より指摘された内容が、職員全体への周知徹底がされておらず、今後の事務改善につながっていない。公表出来る範囲で、検査での指摘事項を周知し、適正な収支執行処理を徹底していきたい。	このまま継続	適正な収納・支払が行われているか個票の審査を的確に行う。正確に例月検査資料を作成するため、月計収支額と各項数値との整合性を確認する。	継続して実施する。
132	議会運営事業	議会事務局	定例会、臨時会、常任委員会等の開催。議員研修の日程や視察先との連絡調整。	住民の代表である議員が、執行機関の行政運営を正確に把握、監視し、更に効果的な政策提言を行える。	目標程度	傍聴手続きの簡素化及び傍聴資料の充実を図った。議員研修では、町が取り組んでいる子育て支援事業について研修した。また、今後問題になるであろう遊休施設等の有効利用の事例についての研修も行った。	階段を上らずに傍聴できないか。議場で傍聴するにあたり、声が聞き取りにくい。	議会傍聴者が減少している。議会に関心をもってもらおう工夫・改善を要する。 予算説明資料についての改善を引き続き求めていく。 先進地だけではなく、当時の実情にあった、まさに今行くべき場所・行うべき研修内容の選択をすべき。	改善して継続	当初予算について議会報告会を開催する。結果を議会だより等で周知する。議場のモニター設置も検討する。タブレット導入も検討。日本遺産登録や農業に関する有効性のある研修を実施したい。	議会改革に努め、議会報告会・意見交換会を開催し、議員の政策提言に繋げていく。研修の成果を一般質問や政策提言に活かす。

133	議会広報事業	議会事務局	定例会ごとに議会だよりを発行し、全世界に配布。議会の審議内容や議員の一般質問等活動の周知を図る。HPに議会の情報や会議録を掲載する。	町民が議会の役割について知り、議員の活動の理解を深める。また、町全体の行政の内容についても関心をもつ。	目標程度	議会だよりの表紙等をリニューアルし、新しい企画「町民の声」をスタート。常任委員会の報告も掲載。議会報告会及び意見交換会を実施し、意見及び審議結果を議会だよりやホームページに掲載した。	議会報告会の実施についても周知してほしい。	議会だよりを更に見やすい紙面に。議会報告会開催の周知徹底。また、今後の実施方法やテーマの設定なども検討。	改善して継続	議会だよりやホームページを活用し、町民に議会へ関心を持ってもらう。議会報告会のほか、団体等との意見交換会も実施する。	議会だよりの読者を増やす。議会報告会及び意見交換会を定期的に開催する。
134	監査運営事業	議会事務局	会計管理者から提出された各種資料に基づく計数の調査、現金管理状況と現金残高の確認を行う。企画課長から各種契約状況について説明を受け、必要に応じて書類の確認を行う。	地方自治法等に則した例月出納検査等を、監査委員が円滑に実施する。	目標程度	毎月の例月出納検査にあわせて定期監査も実施した。8月には決算審査を実施。決算審査意見書に、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書も一筆化した。また、新まこ未来計画の実績も掲載。あわせて意見書提出までの流れも記載した。	特になし	指摘事項が執行部全体に周知されていない。	このまま継続	監査の精度をあげ、指摘事項がある場合は適宜行い、メッセージで送付し周知徹底を図る。	最小の経費で最大の効果を上げるとともに行政組織及びその運営の合理化を図ることを留意事項として、監査、審査、検査等の高度化を推進する。
135	教育委員会運営事業	学校教育課	定例会教育委員会の開催、教育委員会活動の点検・評価、委員研修を実施する。	教育委員会の円滑な運営を支援する。	目標程度	定例委員会を12回、臨時委員会を1回開催した。また、関東甲信越静教育委員連合会総会への参加をはじめ、県、及び郡教育委員研修に参加し、委員並びに事務局職員の資質向上につながる活動を行った。	特になし	定例会や研修会のほかにも委員が出席する行事などが多いため、委員の負担が大きい。	このまま継続	教育委員会の各施策・事業について点検・評価を行い、見直し改善することで、効果的な教育行政の推進を図る。	教育委員会事務局は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に依るところについて検討し、平成32年度までに学校施設長寿命化計画の策定する。
136	学校施設の維持管理	学校教育課	校舎や体育館等の定期的な点検と計画的な改修を行う。また、緊急的なものは随時修繕を実施する。簡易な修繕は学校配置職員が実施し、専門的な修繕や施設整備等の業務については業者に委託する。	学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所として使用されることから、安全性や衛生面の確保が重要であり、計画に沿った施設等の修繕等を行う。	目標程度	各学校の修繕要望を取りまとめ、教育環境の向上につながるよう配慮しながら修繕等を行った。また、中学校のトイレ洋式化改修工事、田野中・七井中武道館改修に向けた実施設計を行った。	町民から各学校へのエアコン設置を求められた。	施設の老朽化が進んでいるため、今後、維持管理費の増加が見込まれる。	このまま継続	各学校からの要望を踏まえながら、実態を把握した上で緊急性の高いものから順次修繕を行う。また、教育環境の向上を図るため、小学校衛生設備改修工事(トイレ洋式化)、田野中・七井中武道館改修工事、防犯カメラ設置工事を行う。	エアコン設置に向け検討を行う。また、学校施設等の現状を把握するとともに、今後の施設整備の方針について検討し、平成32年度までに学校施設長寿命化計画の策定する。
137	庶務管理係事務	学校教育課	スクールバス管理運営業務を実施する。奨学金事務を行う。表彰に関する事務を行う。	登下校時の児童の安全を確保する。優秀な学生で経済的な理由により修学できない者に資金を貸与し、広く人材育成する。町規程に基づき表彰を行う。	目標程度	田野小学校区内3コース、益子小学校区内2コース、七井小学校区内2コースでスクールバスの運行を行った。学校や保護者からの意見を徴するため、スクールバス保護者会に出席した。奨学生選考委員会で、2名の新規貸与を決定した。奨学金の滞納者に対し、手紙や電話で督促を行った。	益子西小学校区内において、学校まで3kmを超える場合、スクールバスもなくなるかもしれないのかとの意見が町民から寄せられた。	奨学金の貸与者の推移は、全体的に減少傾向となっているため、利用促進のためのPRが必要。過年度の滞納者に対し督促を行うが、奨学金が返納されない。	このまま継続	H31年度～H33年度のスクールバス運行に向け、検討委員会を行う。奨学金利用促進のPRを行うとともに、滞納者への督促を行う。	H30年度の内容を継続して進める。
138	小中学校運営事業	学校教育課	各小中学校の消耗品や、備品等をはじめとする教育分野の支出を統括する。各小中学校に技手を1名ずつ配置する。	児童生徒の円滑な学校生活を推進する。	目標程度	各学校からの要望をとりまとめ、たうでで予算編成を行い、消耗品及び備品の配備を行った。	学校から、なるべく要望通り備品等の配備を行って欲しいという意見がある。	備品の老朽化が目立ち、修繕や新規購入の要望が多いが、全てに応じることが難しい。	改善して継続	各学校のヒアリングを通じて需要の把握に努め、適切な予算執行を行う。	円滑な学校運営ができるよう、各学校のヒアリングを通じて要望を把握し、適切な予算編成を行う。
139	学力向上支援事業	学校教育課	小3・中1(4月)、小全学年(1月)で学力調査を実施する。外国語推進事業を実施する。英検検定料補助金交付事業を実施する。ICT教育の推進をする。中学生海外派遣事業を実施する。	学力調査を実施することにより、児童生徒の学力や学習の状況等を把握分析し、学習指導における改善を、学力向上を図る。外国語推進事業や中学生海外派遣事業を通し、国際的コミュニケーション能力を高める。	目標程度	町独自の学力調査を踏まえ、小・中学校学力調査結果報告会を開催し、各校ごとの結果分析をもとに、各学校の学習改善プランの作成を行った。このプランに基づき、教師の授業力向上のための校内研究授業や授業研究会を実施し、児童生徒一人一人の学力向上を図った。推進委員会を中心に、カリキュラム作成や研究授業や授業研究会を実施し、国際的コミュニケーション能力の向上につながった。	特になし	全国・県平均の正答率を上回る成果を上げている学年や教科、領域もある一方、課題のある部分もある。PDCAサイクルを複数回実施し、児童生徒一人ひとりに結果をフィードバックすると同時に、指導者自らの指導改善を図る取組を行い、更に学力を向上させたい。来年度から小学校外国語科の授業数を年間49時間から70時間に増加し、(聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の育成に努め、)小学校の外国語科の力を底上げしたい。	このまま継続	①学力向上検討委員会(町独自学習状況調査)②外国語推進事業③英検検定料補助金交付事業④ICT教育の推進⑤マイチャレンジ推進事業⑥中学生海外派遣事業	H29年度の内容を継続して進める。

140	児童生徒の就学支援事業	学校教育課	要保護・準要保護児童生徒、特別支援学級の在籍児童生徒等の保護者に対し、学用品費等の支援をする。学校に指導助手、非常勤講師を配置する。つばさ教室により児童生徒の学校復帰を目指す。	保護者の経済的な負担の軽減、児童生徒の学習内容の向上、不登校児童生徒に係る学校復帰の支援体制整備等を行い、児童生徒が安心して就学できるようにする。	目標程度	・要・準要保護において平成29年度当初に交付要綱を改訂した。的確に就学援助費の支給事務を行うことができた。 ・特別支援教育においては、教育支援委員会での判定やその後の教育相談の結果を基に、児童生徒に最も適切な判定を行うことができた。特別支援教育就学奨励費要綱及びマニュアルの改正を実施した。 ・指導助手を16人配置し、児童生徒にきめ細かな指導ができた。また、研修会を実施し、指導力向上と情報交換を行った。	・平成29年度中に特別支援教育就学奨励費交付要綱及び事務マニュアルを見直し、改正した。	・要保護・準要保護児童生徒就学援助会において、民生委員及び学校から出た意見を踏まえ、児童生徒の現状把握に努め、必要に応じて要綱の改正等の改善を図る。 ・指導助手研修会で出た要望の改善に努める。	このまま継続	・生活保護法の改正等の動向を注視し、必要に応じて要保護・準要保護児童生徒就学援助費交付要綱の見直しを行う。 ・特別支援教育就学奨励費交付要綱及びマニュアルの改正を実施したので、平成30年度4月1日より運用開始。事務処理の手続き等の明確化・効率化を向上させる。 ・指導助手は平成29年度と同人数配置する。	H30年度の内容を継続して進める。
141	学校安全体制整備関連事業	学校教育課	スクールガードリーダーを中心に、スクールガードによる登下校中の立哨や巡回活動によって、児童生徒の安全を確保する。	通行車両または不審者等から児童生徒を守るために、学校内や登下校時の安全を確保する。	目標程度	スクールガードが年間1人当たり平均211日、登下校中の児童生徒へ見守り活動を行ったため、重大な事故の発生はなかった。スクールガードの人数を増加させるため、各小学校1日入学時に保護者宛[新規スクールガード勧誘チラシ]を配布。また更に平成29年度から各自治会宛全戸回覧による周知活動を開始。	議員や町民から通学路の安全安心に対し要望が出ている。(歩道整備や防犯灯の設置)	スクールガードの高齢化や新規人員確保が課題である。	他事業と統合	・通学路の安全安心を高めるため、益子町通学路安全対策推進協議会と連携しながら、学校・警察・道路管理者・スクールガードリーダーが一元となり、危険箇所の把握や合同点検並びに安全対策を進めていく。また昨年度、益子町通学路安全対策推進協議会にて公表した箇所の現状確認、新規危険箇所の把握・合同点検の実施に取り組み。 ・新規スクールガード確保のため、H30年度からスクールガード登録時に【益子町健康ポイント】付与を開始。	通学路における児童生徒の安全対策については、町民・議会から年々ニーズが高まっていることから、危険箇所の把握や地元からの要望をしっかりと受け止め、関係機関へ積極的に伝えていく。
142	学校関連調査報告事務事業	学校教育課	各関係機関との調査・報告関係事務。教科書・一般図書等の無償給与事務。児童生徒の学籍・就学関係事務。学校保健関係事務。	学校関係の調査・研修の実施により教職員の資質の向上を図る。また、転出・転入・新規入学の児童生徒をスムーズに学校へ就学させる。	目標程度	・教科書無償給与事務について、学校現場で教科書給与システムの不具合が生じたが、大きな問題も生じず、スムーズに事務を遂行することが出来た。また、業務については増加傾向にある。特に調査報告関係事務が昨年度より明らかに増加しており、比重が大きい。 ・平成29年度より、学校保健関連事務事業は学校関連調査報告事務事業へ移行。	学校現場から調査業務が多いという声があがっている。	国や県からの調査業務を削減してもらうことが課題である。	他事業と統合	学校教員が回答に要する調査時間に余裕をつくるため、県教委からの調査依頼を受信次第、速やかに学校へ送信する。また、紙ではなく、できるだけデータで業務のやりとりを行い簡素化を図る。	学校教員との連携を密にし、調査事務の効率化を図る。
143	副読本編集事業	学校教育課	年に数回、編集委員会を開き、編集委員が2か年度をかけて副読本の内容(資料、写真、データ等)を改訂する。	児童生徒が、生まれ育った郷土の歴史や文化を正しく理解し、郷土愛や豊かな人間性を持つことができるようになるため。	目標程度	・今年度は、副読本編集委員会を小学校・中学校各3回ずつ開催した。昨年に話し合った改善点を元に、内容の見直しや資料の更新などを行い編集改訂、印刷した。 ・副読本のテストについては、内容の見直し、デザインやふりがなの統一等を行った。また、学校の要望によりカラーコピーにしたことで、写真の判別や字のかすれの問題が改善された。	特になし	中学校副読本を益子検定の参考資料として使用できるよう、一般販売の体制を整える。	改善して継続	小学校副読本編集委員会の開催回数を増やし、H32年度から小学校の学習指導要領が新しくなるため、それに沿った内容の副読本に編集改訂する。中学校は編集年度ではないため活動しない。	H30年度の編集を継続し、印刷する。
144	心身育成支援事業	学校教育課	学校司書配置事業、文化芸術による子供の育成事業、宿泊体験学習、文化部活動外部指導者、hyper-QU等、多方面の事業により児童生徒の心身を育成する。	心身ともに健康で、動く豊かな心を持った児童生徒を育成する。	目標程度	・今年度から学校司書を配置した。図書館環境の整備、図書の維持管理の充実、授業等での学校図書館・図書の活用、ボランティアや図書係との連携等、多くの成果があった。 ・文化芸術事業について積極的な活用を呼びかけ、今年度の優先地区が芳賀郡だったこともあり、希望した全ての事業が実施できた。	学校司書の増員。	・学校司書について、勤務日数増加の要望が6校からあがった。 ・文化芸術による子供の育成事業について、優先地区でない年の採用率は低く、希望校も減少する。	改善して継続	・平成30年度は学校司書を2名配置し、学校図書館環境、図書活動等充実を図る。 ・文化芸術による子供の育成事業について、校長会等で積極的な利用を呼びかける。	・学校司書を活用し、学校図書館の充実を図る。 ・平成30年度の内容を継続して進める。

145	給食センターの維持管理事業	学校教育課	調理及び配送業務は民間委託をしている。2,000食/日 年間給食日数 198日	町内小中学校の児童生徒に、安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供する。	目標程度	指名型プロポーザル方式により引き続きイトランド(株)に民間委託しているが、大きな事故等なく円滑に給食の提供をすることができた。 また、文部科学省より示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に進じたアレルギー対応を平成30年度から行うため、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成した。	地産地消の向上を図り、食育の推進に努める。 安心・安全で栄養バランスのとれた、おいしい給食を提供する。	地産地消率は、生産者が露地栽培の野菜中心のため、時期によってばらつきがあり年間平均21%前後で伸び悩んでいる。	改善して継続	地産地消率は、2月から5月頃に落ち込み、時期によるばらつきがある。JA・県・生産者などと需要と供給について連携をとり、地場産物の利用拡大を図っていききたい。天候不順による地場産物不足、価格高騰にも適切に対応していききたい。 また、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に沿ったアレルギー対応を行い、安心安全な給食を提供する。	給食センターは平成14年に建設され、15年以上経過しているため建物や調理機器の修繕等が増えてきている。計画的な修繕や、調理機器の入れ替えを考えていきたい。
146	文化振興事業(移動音楽鑑賞教室)	生涯学習課	1年おきに小学生と中学生を町民会館に招いて、音楽を鑑賞する機会を提供する。	小中学生が優れた音楽に触れることにより、音楽への興味・関心を持つ機会を提供する。	目標程度	全中学生を対象に益子町出身のフルート奏者、大島千織さんをお招きしてコンサートを実施した。町出身の音楽家の演奏ということもあり、音楽がより身近に体感できたように感じられた。	特になし。	特になし。	このまま継続	町内小学生4年生から6年生を対象に実施予定。日本青少年文化センターの移動音楽鑑賞教室を活用して実施する。	現状のまま継続予定。
147	生涯学習課運営事務	生涯学習課	生涯学習課の事務事業の調整	生涯学習課内全体の事務事業を適切に設定する。	目標程度	3係間、連携をとりながら、予定どおり実施した。	図書館の建設の要望有り	本課はイベントが多いことから、振替休日の消化がままならない状況が続いている、事務事業全体の合理化など、見直しの実施が課題。	このまま継続	係間の連携をより密し、働き方改革の要旨を踏まえ進める必要がある。	平成29年度同様に実施していく。
148	生涯学習推進事業	生涯学習課	生涯学習推進協議会を設置し、生涯学習に関する施策について、委員からの意見を求めるとともに総合的に整備、充実する方策を研究協議する。また、報酬の支払いや研修の計画・同行を行う。	生涯学習推進協議会委員を通じて広く町民の意見を聴き、生涯学習に関する施策に反映させる。	目標程度	町民のつどいでは、昨年度に引き続きボランティア団体活動発表会を開催し、各団体の活動を紹介することにより生涯学習活動に興味を持つきっかけづくりを行った。昨年度と同内容のため、協議会委員による大会運営も滞りなく進められた。	特になし	生涯学習の推進について推進組織の企画や総合的な企画運営を行うため、生涯学習関係団体の実践者等から選出される委員により町内の情報交換を行うと共に、他市町の事例を研究し協議を行う。	このまま継続	会議時に活発な意見交換を行うため、他市町の事例を紹介するなど積極的な情報提供を行う。	平成29年度同様に実施していく。
149	公民館事業	生涯学習課	青少年教育全般 図書業務 主催事業 交流体験の翼 学社連携 成人式 PTA 育成会 いきいきトライヤースクール	町民が社会教育を通じて、その成果を活かし地域づくりにつなげる状態にする。	目標程度	予定どおり、全ての事業を実施した。特に大きな問題はなかった。	青少年健全育成大会では、学校からの動員で仕方なく参加している保護者がいる。	スマートフォンの取り扱い等、情報モラルの講習会を学校を通して如何に広めるかが課題である。	このまま継続	今後は青年教育、とりわけ高校生～20代を対象に社会教育を進める。	平成29年度同様に実施していく。
150	改善センター管理運営事業	生涯学習課	施設の維持管理業務、センター貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場所として有効に使用してもらえらる施設となる	目標程度	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図っている。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていくとともに、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	このまま継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集につとめ、住民にとってより利用しやすい施設となるようにしていく。	平成29年度同様に実施していく。
151	あぐり館管理運営事業	生涯学習課	施設の維持管理業務、あぐり館使用のため貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場として有効に利用してもらえらる施設となる。	目標程度	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図っている。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていくとともに、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	このまま継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集につとめ、住民にとってより利用しやすい施設となるようにしていく。	平成29年度同様に実施していく。
152	社会教育委員会議運営事務	生涯学習課	2回/年の社会教育委員会、1回/年の公民館運営審議会の資料作成、日程調整、開催。	委員に生涯学習課事業についての説明をし、適切な意見・判断を求めるとともに、委員会運営を円滑に進める。委員の意見を参考にし、社会教育事業を実施して行く。	目標程度	委員会・審議会を予定通り開催することができた。また、委員会・審議会の開催曜日・時間等を調整したことにより出席率も上がり、多くの委員から意見を求めることができた。	特になし	会議の開催回数が限られているため、重点事業の説明が主になり出席委員に社会教育事業全般について説明することが難しい。	このまま継続	社会教育委員会、公民館運営審議会の位置づけを明確にし、会議をなお一層活性化するために適切な資料作成を行う。	2回/年の社会教育委員会、1回/年の公民館運営審議会の開催。
153	公民館バス運行事業	生涯学習課	バス利用にあたり、利用者が適当であるか、運行行程に無理はないかを審査し、適切であれば運行を行う。また、安全走行のため、定期点検や適切な修繕を行う。	住民がバスを利用した研修を行うことにより見識を深めるとともに、研修で得た知識を社会活動に活用してもらう。	目標程度	無理のない運行と安全な運行を実施した。	特になし。	利用者のニーズに全て応えることと安全管理面で無理な行程になるので、利用者への説明を行わなければならない。 バスの老朽化。	このまま継続	無理のない運行と安全な運行を行う。	平成29年度同様に実施する。

154	ましこ花のまちづくり事業	生涯学習課	花の町づくりを実施するため、「花畑イベント」・「施設・団体」・「フラワーボランティア」の3本柱を中心に、町全域に花いっぱい運動を展開し、花で包まれた美しい町を目指す。	大規模花祭りの実施により、地域コミュニティが醸成され、まちづくりの気運が高まるようになる。	目標程度	ひまわりは、開花のタイミングが予定期間とちょうど重なり、咲き映えも極めて良好で、予想をはるかに超える来場者があった。コスモスについては長雨にたたられ、期間途中で中止とした。改善点については、悪天候時の駐車場確保として、県有地(つくば益子バイパス)を借りることができた。	シャトルバスの活用意見があった。	悪天候時の駐車場の確保が課題。	改善して継続	大規模花畑(桜菜の花祭り・ひまわり祭り・コスモス祭り)イベントを実施するとともに、町内の各種団体に働きかけ、花をいかにまちづくりを推進する。また、ひまわりを通して連携した野木町、上三川町とともにイベントをPRしていく。花畑イベントの駐車場ぬかみ対策に養生パネルを追加購入していく。H30の減反政策終了後のイベント開催の方向性についてそれぞれの実行委員会で協議していく。	平成29年度同様に大規模花畑(桜菜の花祭り・ひまわり祭り・コスモス祭り)イベントを実施する。ひまわりを通して連携した野木町、上三川町とともにイベントをPRしていく。花畑イベントの駐車場ぬかみ対策に養生パネルを追加購入していく。H30の減反政策終了後のイベント開催の方向性についてそれぞれの実行委員会で協議していく。
155	町民大学運営事業	生涯学習課	まちづくりに関し、大きく基礎・知識・実践の3つの領域で、全22講座を実施。17単位以上で卒業。まちづくりに取り組むリーダーの育成。	学生が翌年度から、地域課題に対し、まちづくり活動を実践する状態にする。	目標未達成	4グループ(6~7人編制)でアクションプランを作成。A班(ましこサンキュー隊)B班(小貝川周辺環境整備)C班(子育て支援施設SIEN隊)D班(町民による地域紹介)	アクションプランの作成期間が短かった。世代も職業も違う様々な方と親しく仲間になれてよかった。	問題:次期(第6期)学生を募集しても多くは見込めない。(第5期生入学者28名中、自主希望者は9名)課題:いかに目標に近い入学者を確保するかが課題。	このまま継続	・学生の確保については、攻めの姿勢で勧誘していく。(ターゲットは時間的に余裕がある方。専門学校生、大学生、定年後の町民) ・アクションプラン作成の時間をより長く設け、グループ編成やテーマ設定の時期を年内とする。 ・アンケート結果を次期運営に反映させる。	平成29年度から4年間町民大学を継続する。
156	地域活動支援事業	生涯学習課	花いっぱい推進事業(補助率3/4 上限10万)花いっぱい運動コンクール 最優秀賞1団体 優秀賞2団体 奨励賞3団体 アイデア賞3団体	自治会単位での花の植栽により、コミュニティ活動を活性化させる。	目標程度	昨年度より2団体増となった。コンクールにアイデア賞を追加した。	特に無し	受賞団体の顔ぶれが、決まってきた。	このまま継続	七井地区において参加団体を増やすため、七井地区自治会長連絡協議会から助成金を設ける予定。	平成29年度と同様
157	人材育成事業	生涯学習課	豊かな心育成のまち宣言 遊びの達人	心身ともに健康で、豊かな人間性をもった人材を育成する。	目標程度	ニジマス釣り サワガニ捕り 雨巻山登山 虫取り 鳥の巣箱づくり	アンケートから魚釣りが好評であった。	遊びの達人を募集したが応募者はなかった。	このまま継続	継続して益子ならではの自然を活かした体験活動を実施する。親子連人的な人材を勧誘で確保する。新規講座開催予定 カプトムシの幼虫飼育	平成29年度と同様
158	文化財保護事業	生涯学習課	文化財保護審議会の招集、議事の取りまとめ等を行う。審議会に必要な資料等を収集する。開発業者に対し埋蔵文化財包蔵地の照会を行い必要に応じて届出の指導、現地確認・指導を行う。	文化財保護審議会の運営を支援し、委員の文化財の保存や活用に関する見識を深められるようにする。開発業者に埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、埋蔵文化財の保護・保存を行う。	目標程度	郡文化財保護審議会の宿泊研修に参加したり、文化財防火訓練に立ち会うなど、審議委員の見識を深める支援ができた。また、土地の開発事業者に対し埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、必要に応じて届出の指導、現地確認・指導を行った。	遺跡地図整備の要望あり。	遺跡地図整備を図ることが課題である。	このまま継続	文化財審議委員に年3回の文化財審議会の出席や宿泊研修、文化財防火訓練に積極的な参加を促す。また、郡市文化財保護審議会の事務局の担当町となるため、スムーズな運営ができるように取り組んでいく。埋蔵文化財関係については、遺跡地図の整備について検討を開始する。また、現在整理整頓ができていない遺物の整理及び管理についても実行に移していく。	継続して実施。
159	町民会館管理事業	生涯学習課	施設の安全維持のため、各種専門業者に管理や点検などを委託し、点検等で異常があった場合には速やかに修理、修繕を行う。利用者が快適に利用できるような会館の環境を整える。	町民会館を利用する人が、安全で効率的に利用できるようになる。	目標程度	事故発生がなく、利用者の安全確保ができた。経年劣化に伴う会館舞台照明基盤の改修工事、エレベーターの更新工事、駐車場照明器具の修繕を実施。舞台業務については、業者委託することにより、安定したサービスの提供を行えた。	特になし	施設が築29年となり、経年劣化により老朽化しているため現在は優先順位をつけて更新を実施している。	このまま継続	町民会館舞台照明卓の更新工事、織機の修繕工事、駐車場照明器具交換工事等を実施し、安全性と利便性の確保に努める。委託業務については、引き続き継続で委託し、安定したサービスと維持管理に努める。	経年劣化による老朽化が著しいため、優先順位を決めて計画的に改修を行いたい。
160	町民会館運営事業	生涯学習課	町音楽祭の開催、アマチュアバンドコンサートの開催、プロの演奏家によるコンサートの実施。町民会館の貸館事業及び受付事務円滑にを行う。	住民一人一人に、優れた芸術にふれる機会、発表する機会を提供する。円滑に施設の申込や使用ができる。	目標程度	町音楽祭を子供と大人に分けて2回開催し、大人の部では、幅広い年齢層の方々の出演があり、町民が音楽に親しむ機会を提供できた。4回目となる若手支援コンサートを実施。町内出身若手音楽家への発表の機会と音楽を鑑賞する場の提供ができた。町民会館利用受付に関してはトラブルもなく要望に応じられた。	若手支援コンサートを引き続き実施してほしいとの要望あり。	自主事業について、広く町民に周知し集客数を多くすることが課題。	このまま継続	町民の方が気軽に参加できるコンサートを中心に実施。若手音楽家支援事業コンサートも継続して実施。会館の貸館受付については、現状のまま継続する。	現状維持で継続。

161	文化振興事業	生涯学習課	加入団体の連絡・交流、文化・芸術の振興のための成果の発表の支援。年2回の会員研修や他市町文化協会との交流会を行う。町文化祭や郡芸術祭の実施。	文化協会会員が、連携・協調し、文化水準の向上を目指し、安定的な活動ができる。町民が文化祭等を通じ、活動発表や芸術作品に触れることにより充実した文化活動ができる。	目標程度	春と秋の日帰り研修を行い見聞を広めることができた。更に、文化協会加入団体が町民会館で発表会を開催する際の支援もできた。また、協会誌を様々な場所に設置し、会への加入促進を行った。文化祭ギャラリー部門については、町民祭りにあわせて実施した。	文化祭ギャラリー部門の最終日を日曜日にしてほしいとの声もあるが、町民祭にあわせて方が集客が見込めるため町民祭と合わせることを文化協会理事会で決定している。	会員の高齢化及び舞台部門発表時の観客増加に向けた工夫が必要。	このまま継続	文化協会加入の団体または会員が連携・協調し、文化水準の向上を目指して安定的な活動が出来るよう支援する。	現状のまま継続
162	益子町体育協会支援事業	生涯学習課	運営経費を補助するとともに、企画運営を行う。益子町駅伝競走大会及び郡市民体育祭や県民スポーツ大会の選手派遣、各種主催大会の開催及び傘下団体主催事業の事務的な人的支援による運営	町体育協会の活動を支援することにより、住民がスポーツをする機会を提供し、健康維持・体力増進を図るとともに、スポーツ人口の拡大や競技力の向上を目的とする。	目標程度	少子高齢化時代、スポーツ離れが加速するなかでスポーツの楽しさや素晴らしさなど、いかにして興味を示してもらうために場所の確保や環境、いろいろなスポーツの情報提供が必要と思われる。	町駅伝競走大会では、交通規制で協力をいただいている真岡警察署より、主催側の交通規制体制が弱いため、走者が危険な状況にあると指摘を受けた。	町駅伝競走大会について、走者が安全に競技が出来るよう、交通規制の体制を検討する必要がある。	改善して継続	町体育協会の支援としては、参加者のニーズに合わせた大会運営や開催に向け支援が必要な団体に対して、自主運営に向けた人的支援や情報提供を行う。駅伝競走大会については、走者安全確保のために、従来の運営方法を見直しして、真岡警察署と協議を進めて行く。	スポーツのきっかけ作りは大切であるが、少子高齢化のなかで、変化する住民ニーズを適時適切に把握し、地域住民自らが主体的に取り組むスポーツ活動への支援を推進する方向へ移行
163	スポーツ振興係事務	生涯学習課	スポーツ推進委員の活動を行う。町内の小中高等学校等の施設使用について、受付、調整を行う。	住民がスポーツやレクリエーションをする機会を増やすことにより、健康を維持し、体力増進ができるようにする。	目標程度	スポーツ推進委員事業では、小学校学年親子行事や地域交流会などで、ニュースポーツの出前講座の要請を受け、5回講座を開催した。地区ぐるみ体育祭、町駅伝大会、はが路ふれあいマラソン等の町の行事の企画、運営、協力を行った。まじこチャレンジクラブと連携し、スポーツレクリエーション大会を開催した。学校施設開放事業では、使用申請を手早く処理し、利用状況をわかるようにして、登録団体への連絡調整を早めに行った。	スポーツ推進委員事業では、25年2月に設立した益子町総合型地域スポーツクラブ(まじこチャレンジクラブ)との連携を図ることにより、お互いの活動の幅ができる。学校施設開放事業では、学校体育館においてバドミントンコート別の料金がなく、利用料の割高の意見がある。利用する団体は、登録の手続きが必要になり、利用制限もあるので、誰でも気軽に使用できるようにして欲しい。	スポーツ推進委員の中には、仕事の関係で出られないため、出勤回数に偏りがみられる。研修会に参加できない委員の指導のスキルが上がらない。学校関係以外の要請が少ないので、自治会等への広報を行う必要がある。また、委員の確保に苦慮している。学校のカーギ開閉は、管理人が行うので不特定多数の人が利用することはできない。利用するまでの手続きがいくつもあり、決まりもある。	このまま継続	まじこチャレンジクラブと連携を図り、より幅の広いスポーツ普及活動が出来るよう取り組みを進める。スポーツ推進委員事業ではニュースポーツの実践講習会、研修会に参加し誰もが指導できるようなスキルアップを図っていく。また、活動をPRし、ニュースポーツの普及を進めていく。平成30年度の開催される東京での関東大会に参加して、委員の資質アップを図る。学校施設開放事業では、利用団体、管理人共に円滑な連絡調整を図っている。利用者が使用するまでの手続きで、簡略化できるものはしていきたい。	まじこチャレンジクラブとより連携を深め、幅の広いスポーツ普及活動を行っている。登録団体以外でも、施設が空いてない時など使用してもらうことはできないか、検討する。
164	スポーツ教室運営事業	生涯学習課	トップアスリートを招いて、小中学生及び指導者を対象にしたスポーツ教室の企画運営を行う。	運動をする子どもたちが少ないなか、いかにしてスポーツに接するきっかけづくりの場を提供していくか、また、将来、町から日本を代表する選手を輩出するためトップアスリートを招いて経験や技術を学び、そしてスポーツを通じ将来の夢や目標をしっかりと持てるよう手助けをする。	目標程度	オリンピックや世界で活躍した選手をを招いて教室を開催。柔道教室においては実際に獲得した金メダル(田知本道選手「リオ五輪」)に触れて体験し好評を得た。しかし、その一方で、有名選手を招いても、選手のことを実際に知らない子ども達が多いので、講師選定の際には情報収集をして、参加者に情報発信をする。	教室日程時間の見直しや講師(子どもたちでもわかるトップアスリート)の選定	少子化時代、スポーツに接する子どもたちが少なく、参加者は減少傾向である。教室の開催時期や講師の選定に苦慮している。また、7種目開催となると、同じ時期に集中して開催することになり、会場の確保が困難になったり、町行事が重なってしまうことがある。世界で活躍する選手を輩出するには、教室を開催するだけでなく、今後、子どもたちが練習に集中できる環境や施設の確保、支援、そして、それを指導できる指導者が必要である。	他事業と統合	スポーツ教室の講師については、より効果的上がる講師の選定に努める。また、専門的な知識をもった指導者を育成するための効果的なプログラムを企画する。教室の開催時期や教室種目の検討をする。オリンピック選手輩出に向けた指導者育成事業を併行して進めていたが、次年度からは少子スポーツ教室とあわせて実施することとし、講演会等を開催して指導者や保護者のスキルアップを図る。	少年スポーツ教室事業は、子供たちにスポーツの興味を持たせ、将来への夢・目標を持つてもらい、またそれをバックアップする体制を構築するために必要な事業であるため、継続的に実施していく。
165	体育施設維持管理業務	生涯学習課	体育館・武道館・町民センター、南運動公園、北公園そして北運動場等の施設の貸し出し、予約受付、使用料の取受、施設の整備、維持管理を行う。	住民が町民センター・総合体育館、南運動公園、北公園そして北運動場を利用し、スポーツをすることによって、健康を維持し、体力を増進できるようにする。	目標程度	各体育施設の貸し出しと適正な維持管理を行った。町民センター屋外トイレについて、要望が多かった洋式化するための建替え工事を実施した。施設照明などの修繕、公園の芝管理、及び遊具の点検と修繕により、サービス水準が向上した。施設利用については、総合型地域スポーツクラブ設立開始により、施設利用件数は増加した。総合型のグラウンドゴルフ教室利用のため、グラウンドならしが増え適正に管理することができた。	総合体育館の夜間利用は飽和状態であり、空きが無い状況であり、新規利用の予約は厳しい状況にある。夜間フットサルの利用のできる体育館が望まれている。栃木国体開催に向けて、南運動公園のサッカー場、北公園野球場の整備について指摘が出ている。	町民センターグラウンドが傷んできており、土を入れ替え、大型機械による整地作業が必要となってきている。プールも老朽化が進んでいる。総合体育館の夜間利用は飽和状態であり、既存利用団体を優先しているため、総合型クラブの施設利用要求に対応出来ない。荒天の際、雨漏りがひどいので、何らかの対応が必要となる。	改善して継続	栃木国体に向けて、施設改修の検討を進めて行く。南運動公園と北公園のトイレについて改修を進めて行く。北運動場テニスコートの破損が大きいため、用途変更して駐車場として整備を進める。町民センタープールの老朽化が進んでおり、改修するか違う用途に利用するか検討して行く。	施設の維持管理に務め、早めの修繕等を行って行く。また、利用については関係団体と調整を図っていく。栃木国体開催に向けて、改修等を進めて行く

166	芳賀郡市民体育協会運営事業	生涯学習課	郡市民体育祭、地区スポレク祭の運営、及び参加者の取りまとめ、郡市駅伝選手強化練習の実施。郡市社会体育事務担当者会議の開催。	芳賀郡市内のスポーツの交流と競技力向上、及びスポーツ人口の底辺拡大、及びレクリエーションスポーツの普及を図る。	目標程度	郡市民体育祭・芳賀地区スポレク祭の開催時期を9月に2回目の開催。郡市駅伝の選手募集に関して大学・企業へのアプローチを行い協力を依頼した。	平成28年度から郡市民体育祭の開催時期を、9月に変更して開催したが、他の大会や行事ごとと重なり元の時期に戻してもらいたいと要望があった。またスポレク祭と同開催は種目、参加者の関係から別開催が良いとの意見もある。	郡市民体育祭・芳賀地区スポレク祭については9月同時開催を2年間行ったが、種目や開催時期の件について意見がある。種目によっては参加チーム、参加人数の減少、また県民スポーツ大会の予選となっていないため参加者のモチベーションの低下もみられ、今後の検討課題となる。郡市駅伝については、選手の確保が非常に難しくなっている。今後チーム編成等に影響が出ると思われる。また、監督・コーチ・事務局の負担が大きく、今後、それらの人材確保にも影響が出てくる可能性がある。	このまま継続	芳賀郡市民体育祭は9月開催予定。あわせてスポレク祭も同時開催する。今後の開催時期等についてのアンケートを実施し、改善策を図る。芳賀地区スポレク祭では、参加者が増えるよう実施種目の選定をしていく。郡市駅伝競走大会では、選手招集に関して企業や大学へのアプローチを積極的に行う。予算厳しい折、節減を図れるよう工夫をしていく。	芳賀郡市のスポーツの交流と競技力の向上、スポーツ人口の底辺拡大のため、今後も継続して事業を進めていく。
167	スポーツ少年団支援事業	生涯学習課	県登録、指導者講習会、町及び郡大会の運営、補助金や手当の交付を行う。	小学生等のスポーツ環境を整え団員及び指導員の増加を目指し、体力・競技力の向上を図る。	目標程度	町、郡スポーツ少年団の大会を主催し、円滑に大会運営ができた。お知らせ版を利用し団員募集をした。県スポーツ少年団登録に際し認定指導員各団2名以上必要になること、再研修の2期目に入るため、認定指導員の資格喪失にならないよう再研修の周知徹底した。認定指導員は年度ごとに登録をしないと資格が喪失することの制度説明をした。	スポーツ少年団で、町体育協会専門部から指導者を派遣してほしい。また、広報誌で、団員募集を適宜呼びかけてほしい、との声がある。	少子化等により団員数の減少傾向にある。認定指導員も各団2名必要になるため、より指導者を増やしていく必要がある。小学校卒業後認定員指導者の継続される方が少なくなる。町体育協会との連携をとっていくには、どのような方法が良いか。	このまま継続	各スポーツ少年団の現状を把握して、的確にアドバイスしていきたい。認定指導員不足で大会に出場できないことのないよう研修の案内をしていく。また、再研修も併せて知らせしていく。	認定指導員不足で大会に出場できないことのないよう、団員も増やしていくように、研修会を周知し、広報誌を利用して広く団員募集も定期的にしていこう。
168	総合型地域スポーツクラブ支援事業	生涯学習課	H25年2月に設立された総合型地域スポーツクラブ「まさにチャレンジクラブ」が自立できるよう情報提供、運営委員会への参画など支援を図る。	いつでも、いつまでもスポーツが出来る生涯スポーツ社会を実現するために、総合型クラブを設立し、様々な世代がスポーツを楽しむ環境を作り、健康の維持増進を出来るようにする。	目標程度	クラブ運営支援のため、45万円補助金を支給した。年に2回開催されるスポーツ交流会では、運営の協力など、クラブ活動支援を行った。まさに広報お知らせ版等で、加入者募集について掲載した。クラブの運営が自立できるように、育成、支援指導をしてきた。施設利用については、優先的に年間予約を入れる支援をしている。	動き盛り、現役世代の加入者が増えるように、プログラムを検討するように指摘。クラブ会員は、無料で町トレーニング室を使用出来るようにして欲しいと要望がある。	総合型クラブの知名度がまだ浸透していないようにでさらにPR活動が必要。施設利用については、既存利用団体の利用を優先しているため、体育館の夜の利用については、ほとんど空きが仕組むのにも良い時間帯ではとれないので苦慮している。	このまま継続	クラブ事業の施設利用については、改善センターやあぐり館、学校開放施設を含め、既存利用団体との調整等を行い、より有効利用が図れるよう工夫していく。スポーツ推進委員との連携により幅の広いスポーツ活動が図れるよう連絡調整をしていく。動き盛り、現役世代向けのプログラムが増やされるように、支援をしていく。	総合型クラブとスポーツ推進委員が連携できるような調整を行い、幅の広いスポーツの普及活動を行っている。
169	はが路ふれあいマラソン大会運営業務	生涯学習課	1市4町が連携して大会を実施し全国から参加者を募る。地域情報等を発信し、宿泊・観光へ繋げる。特産品を提供し、地域の魅力をPRする。地域住民等による「おもてなし」を行う。	住民のスポーツ活動への参加意欲やスポーツ競技力の向上並びに芳賀郡市のPRと活性化に寄与することを目的とする。	目標程度	事務局が芳賀町に移ったので、今までの業務内容や課題等を引継いだ。また、その都度、助言等を行い大会準備がスムーズに進むようバックアップをしてきた。事務局の進め方が以前とは異なるため、戸惑いはあったが、第4回目となるので運営側もスムーズに進めることが出来た。参加者は定員を超える。2,535名で打ち切りをした。参加者の評価は、HP上の大会レポで確認すると93.4点高得点であり、全国フルマラソンの部門で10位にランクインした。参加者に対しては、大会レポでの要望をかなえられるように進めたい。また、協力者の現場様子の話を聞きながら運営がスムーズに進められるよう検討をする。	今回の交通規制は予想通りに進んだので、次回も同じ内容で進める。さらに、規制や迂回についての、芳賀郡市以外の広いエリア(茨城県も含め)へも事前に周知させること。また、看板等での周知を充実させること。	今後も、ボランティア(自治会等の協力)やコース上での応援(太鼓や踊り、給水)を安定して確保することが課題。前回に引き続き地元からの応援、協力が継続(自発的に)できるような大会にする必要あり。第4回大会から芳賀町が大会事務局となったので、連絡を密にして参加者、スタッフ、ボランティアの方々がさらに満足できるようにする。参加者満足度は、点数は下がっているため、大会レポを参考に質の向上に努める必要がある。益子町内では七井中央付近の交通規制について、大変、渋滞が多いことから、迂回路の設定や事前周知を十分に検討すること。一市四町の連携と協力、同じ立場で進められるような体制・組織作りが必要。	このまま継続	大会事務局が芳賀町に移管になったので、業務内容や課題等を引継いでいく。参加者からの意見(大会レポ)を再度見直し、足りなかった点を検討する。運営面からは、スタッフからの意見を集約しているため、一つずつ改善していく。一市四町の担当者打合せを密にし連携して、考え方や運営方法を統一して質の高い大会を開催したい。町内の交通規制について、さらに周知し交通渋滞が緩和できるような方策を探したい。	他町が事務局となったので積上げたノウハウをスムーズに引継ぎながら共有していく。さらに、運営面について完成度を高めたい。地域の理解を得ながら大会を育てて、恒例行事として認知度を高めたい。
170	オリンピック選手輩出に向けた指導者育成事業	生涯学習課	町内中学校の部活動種目及びオリンピック種目を対象として、スポーツ少年団指導者、中学校部活動指導者、体協専門部員等を対象に講演会や技術指導等の教室を開催する。	スポーツ指導者の指導力の向上及び指導者の発掘を行い、オリンピック選手を輩出できるような指導者を育成することを目的とする。	目標程度	少年スポーツ教室と重複する実技講習については、希望があった競技のみとし、全競技を対象とした講演会を中心に指導者育成教室を行った。全国大学ラグビー選手権9連覇の帝京大学若出監督のチームづくりの話や、日本協公認スポーツ栄養士鈴木いつみ先生のジュニアスポーツ選手の栄養と食事の話など、指導者や保護者に深い感銘を与え、今後の指導に役立つものと思われる。	少年スポーツ教室と重複する実技講習については、希望がパドミントン及び陸上競技以外にはなかった。また、スキルアップにつながる外部研修等に参加した際に、負担金等を補助することとしたが、希望があったのは柔道のみであった。	実技講習については、少年スポーツ教室と重複する部分が多い。また、各競技ごとの指導者も少人数であり、新たな指導者の発掘や養成が課題である。	他事業と統合	少年スポーツ教室と指導者育成教室は合体して実施することとする。具体的には、実技講習については、少年スポーツ教室の中で指導者育成の要素も取り入れ実施する。指導者育成については、指導者への講義や講演会を実施する。	少年スポーツ教室と指導者育成教室は合体して実施することとする。具体的には、実技講習については、少年スポーツ教室の中で指導者育成の要素も取り入れ実施する。指導者育成については、指導者への講義や講演会を実施する。

171	国体支援事業	生涯学習課	実行委員会等組織の編成、会場設備の改修の推進、国体PR活動の推進	2022年に開催されるとしぎ国体の開催に向け、施設の整備推進、開催の機運の醸成を図る	目標程度	会場整備、競技用具の整備、審判編成、宿泊交通に関する計画及び調査を行った。	特になし	今後、実行委員会の立ち上げ、PR活動、会場の改修工事、運営計画等の事業を進めていく。開催年が近づくとつれ、膨大な事務量が見込まれ、現体制では事業の執行が困難なことから、2年後には推進室を立ち上げ体制を整えていく必要がある。	このまま継続	大会会場のトイレの洋式化改修工事を行う。また、実行委員会の立ち上げに向けての準備を行っていく。	平成31年度には推進室を立ち上げ、万全の体制を整えていく。
172	文化財活用事業	生涯学習課	歴史文化基本構想の推進を図るため、歴史講座や歴史めぐりの実施。文化財の保存推進のため国・県・町の補助金等を活用する。まじこ検定や世間遺産認定の実施等。	町内文化財の保存や普及啓発を行い、町民をはじめ多くの方に、文化財についての見識や重要性を知ってもらう。	目標程度	歴史文化基本構想推進委員会を立ち上げ、文化財の保存と活用について協議することができた。歴史講座や歴史めぐり、資料展示室を利用した特別展などを開催し、文化財の興味関心を高めることができた。また、広報まじこにおいて「身近な地域の文化財」と題し9回、講座の案内を1回掲載することができた。文化財の保存については、参考館上台茅葺屋根、登り窯、山本八幡宮屋根、下町・後町山車格納庫建設等補助金の活用を図ることができた。	地域に残る貴重な文化財の活用を図り、地域活性化に繋がるよう努めてほしいとの要望や文化財修理の国や県補助金の確保に努めてほしいとの要望あり。	歴史文化基本構想推進委員会を開催し、現状と町民ニーズを捉えながら停滞することなく事業を進めていくことが課題である。また、文化財所有者と連携を密にし、計画的な文化財の改修ができるようにするとともに、町内にある文化財の案内標識や案内板の更新が必要と感じている。	このまま継続	歴史文化基本構想の推進と、日本遺産関係事業の継続。文化財の修理に関しては、内町彫刻屋台、綱神社、大倉神社の屋根の修繕を実施する。	継続して実施。